

海老名市 国土強靱化地域計画

令和7年3月

海老名市

目次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 市地域計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第1章 計画の基本的な考え方	3
1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
3 本市の強靱化を推進する上で配慮すべき事項	4
第2章 本市の概況、対象とする災害	5
1 位置及び面積	5
2 稜（りょう）線・水系	5
3 地質・地表面土質	7
4 人工物	8
5 気象	10
6 その他	11
第3章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と脆弱性評価方法	14
1 想定するリスク（大規模自然災害）	14
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	14
3 強靱化施策分野の設定	16
4 脆弱性評価の結果	16
第4章 強靱化の推進方針	23
① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	24
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	36
③ 必要不可欠な行政機能を確保する	42
④ 経済活動を機能不全に陥らせない	44
⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	47
⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	56
第5章 市地域計画の推進と見直し	59
1 市地域計画の推進体制	59
2 進捗管理	59
3 市地域計画の見直し	59

はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災（2011年）の経験を踏まえ、平成25（2013）年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

この基本法に基づき、平成26（2014）年6月には、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、国土強靱化アクションプランにより、プログラムの進捗を府省庁横断的に管理しつつ、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めることとしている。

国土強靱化とは、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものである。

神奈川県（以下「県」という。）は、このような国の動きに合わせて、大規模自然災害に対する健康診断となる脆弱性評価を実施するとともに、平成29（2017）年3月に、県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる神奈川県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定した。

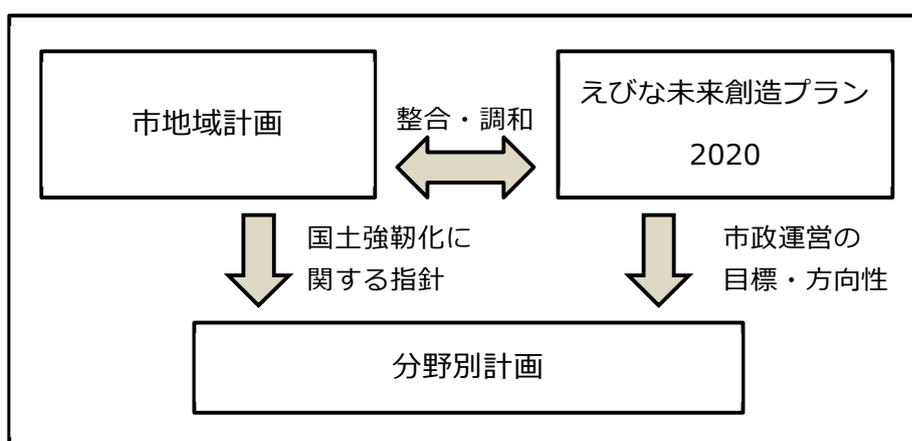
これら国、県の動きを受け、本市は、都心南部直下地震、南海トラフ巨大地震等、大規模地震の発生や局地的な集中豪雨、巨大化する台風等による河川氾濫、土砂災害等の大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守れるよう本市の強靱化に関する指針となる海老名市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）を策定した。

2 市地域計画の位置付け

市地域計画は、基本法第13条に基づいて策定する市地域計画であり、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画である。

そのため、市政の基本方針であるえびな未来創造プラン2020（以下「総合計画」という。）や災害対策基本法に基づき、海老名市防災会議が作成した海老名市地域防災計画等とも整合を図りながら策定するものである。

市地域計画の対象区域は、海老名市域を基本とし、本市が主体となり取組を進める事項を中心に扱うものとする。



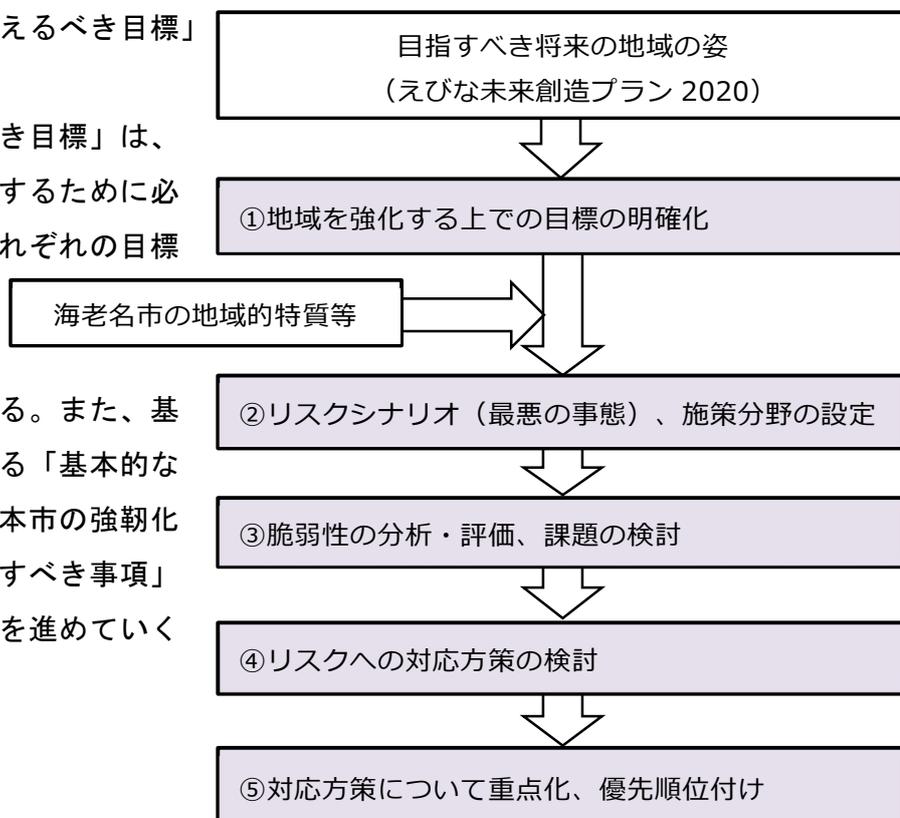
3 計画期間

市地域計画が対象とする期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までのおおむね5年間とする。ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第1章 計画の基本的な考え方

基本法第14条において、市地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならぬと規定されているため、基本計画や基礎自治体の役割等を踏まえ、「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を設定する。

「事前に備えるべき目標」は、「基本目標」を達成するために必要な目標であり、それぞれの目標は、基本計画との調和を保つため、基本計画と同様とする。また、基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、「本市の強靱化を推進する上で配慮すべき事項」を取りまとめ、取組を進めていくこととする。



1 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最少化
- ④ 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 本市の強靭化を推進する上で配慮すべき事項

(1) 本市の強靭化を推進する上での取組姿勢

- ・本市の強靭化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進
- ・本市が有する抵抗力、回復力、適応力の強化
- ・短期的な視点によらず、長期的な視点を持った計画的な取組の推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- ・自助、共助、公助を適切に組み合わせ、本市と市民とが適切に連携及び役割分担を行いながら取り組みを実施

(3) 効率的な施策の推進

- ・市民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえ、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮した施策の重点化
- ・既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し効率的な施策を推進

(4) 地域特性に応じた施策の推進

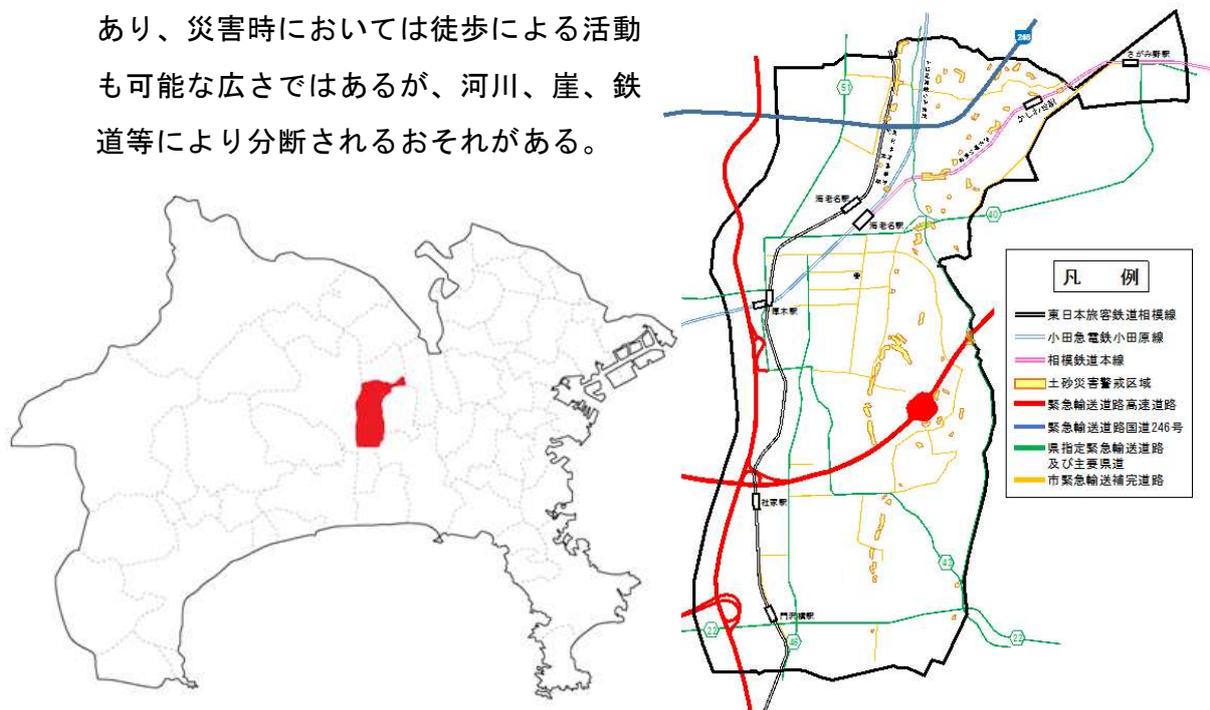
- ・地域コミュニティ機能の向上とともに、各地域における担い手が適切に活動できる環境整備を推進
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮した施策の推進
- ・地域特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮

第2章 本市の概況、対象とする災害

本市の地形的な特性から、大規模自然災害のうち、主に大震災及び風水害に関する分析を行い、その他の災害等についてはその結果を準用する。

1 位置及び面積

- ◆神奈川県のおぼ中央、相模川の東岸に位置している。
- ◆南端の市境は、相模川河口から9.6kmにあり、津波による浸水のおそれは極めて低い。
- ◆南北に長い地形で南北に8,700m、東西に6,150m、面積は26.59km²（県の1.1%）であり、災害時には徒歩による活動も可能な広さではあるが、河川、崖、鉄道等により分断されるおそれがある。



2 稜（りょう）線・水系

- (1) 市域の中央南北に相模川の河岸段丘崖である通称「相模横山九里の土手」が縦断し、西部の平地と東部の丘陵地帯に二分される。また、目久尻川沿いにも同様に段丘崖が存在する。

[分析]

- ・段丘崖を中心に急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域が諸所に存在する。
- ・段丘崖を利用して旧軍が築造した防空壕（特殊地下壕）が複数箇所存在する。
- ・段丘崖は10m以上の高低差のあるところが多く、東西方向の移動に制約を与える。

[災害時の影響] ※震災・風水害共通

- ・土砂崩落、崖崩れ、特殊地下壕の陥没等が起きるおそれがある。
- ・段丘崖周辺は坂道となるため、避難時に障害となり得る。

- (2) 本市の西側を、上流に集水面積1,201.3km²（県の面積の約1/2に相当）の城山ダムを有する相模川が流れており、河原口地区付近で中津川及び小鮎川と三川が合流する。

[分析]

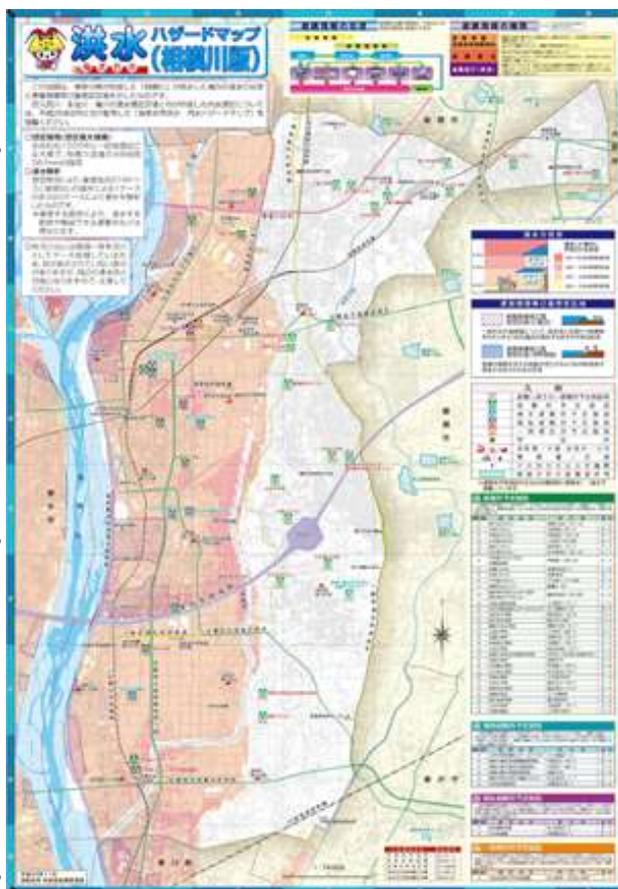
- ・ 氾濫した場合には、市域西半分が浸水して大災害となるおそれがある。

[震災時の影響]

- ・ 堤防に損傷を受け、引き続き風水害を受けた場合は、大規模な複合災害となり得る。

[風水害時の影響]

- ・ 集水域（上流）地域での豪雨によりダムの洪水調節能力を超えた場合、洪水が発生するおそれがある。避難のための時間的余裕が少なく避難対象者が多いため、避難しきれないおそれがある。
- ・ 三川の合流点は、流水の相互干渉により複雑な流れとなりやすく、また、合流する河川の水が加わるため、氾濫につながる場合もある。



- (3) 相模川の支流として、鳩川、永池川及び目久尻川が南北方向に流れている。

[分析]

- ・ 座間市から本市付近の集中豪雨により、洪水が起きるおそれがある。

[震災時の影響]

- ・ 堤防等に損傷を受けた状態のまま風水害が発生した場合は、早期に被害が発生するおそれがある。

[水害時の影響]

- ・ 川幅が狭いため、水位の上昇速度が速く、市民への避難情報の伝達が間に合わないおそれがある。

3 地質・地表面土質

市域西側平地部は、相模川の自然堤防及び後背湿地であり、自然堤防は良好な地盤とされているが、後背湿地は一般的に軟弱な地盤といわれ、門沢橋、社家、河原口地区の液状化危険度が高い。また、目久尻川流域を除く東部丘陵部は、ローム台地で構成され、国分南一丁目から上今泉二丁目までにわたる地域は砂礫（れき）質台地で構成されており、良好な地盤が多いとされている。

[分析]

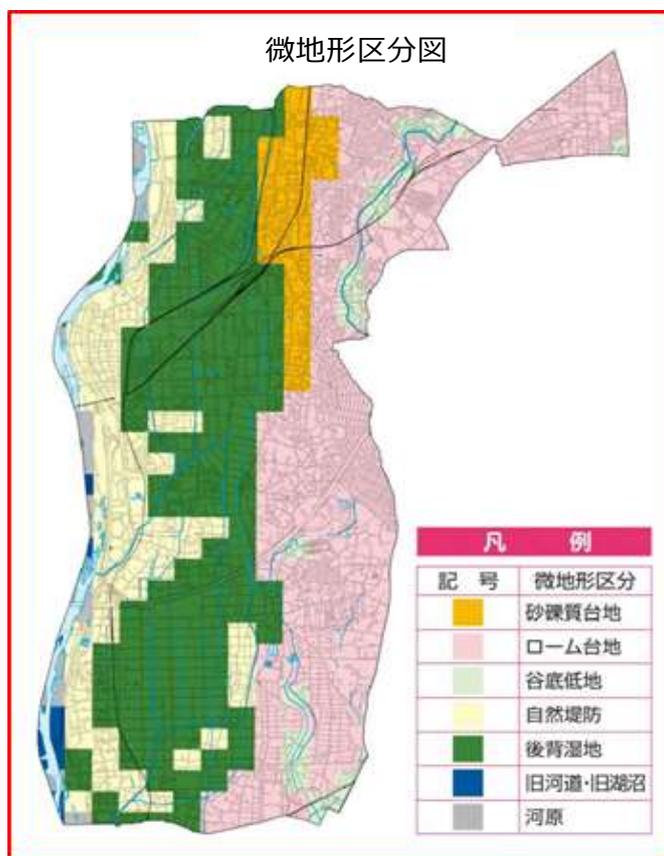
- ・市域西側平地部は、震災、風水害いずれの場合においても、被害を受けやすく相応の対策・強化が必要となる。

[震災時の影響]

- ・液状化による交通障害や建物の倒壊、上下水道管等の地中埋設物の損壊、突出等による各種障害の発生及びライフライン等の復旧が遅れるおそれがある。

[風水害時の影響]

- ・市域西側低地部が長雨による内水状態の中での河川氾濫は、避難時機を失するおそれがある。



4 人工物

(1) 道路

市域東西方向に東名高速道路及び国道246号、南北方向に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が走り、圏央道は海老名JCTでは東名高速道路に、海老名南JCTでは新東名高速道路に接続している。市道は一部地区を除き、ほぼ碁盤の目状に走っている。

[分析]

- ・ 高速道路及び国道は、県及び首都圏外環の交通の要衝であり、救援車両等が集中しやすい。市域内は、道路網が発達し、迂回路を選定しやすいが、狭隘（あい）な箇所もある。

[災害時の影響] ※震災・風水害共通

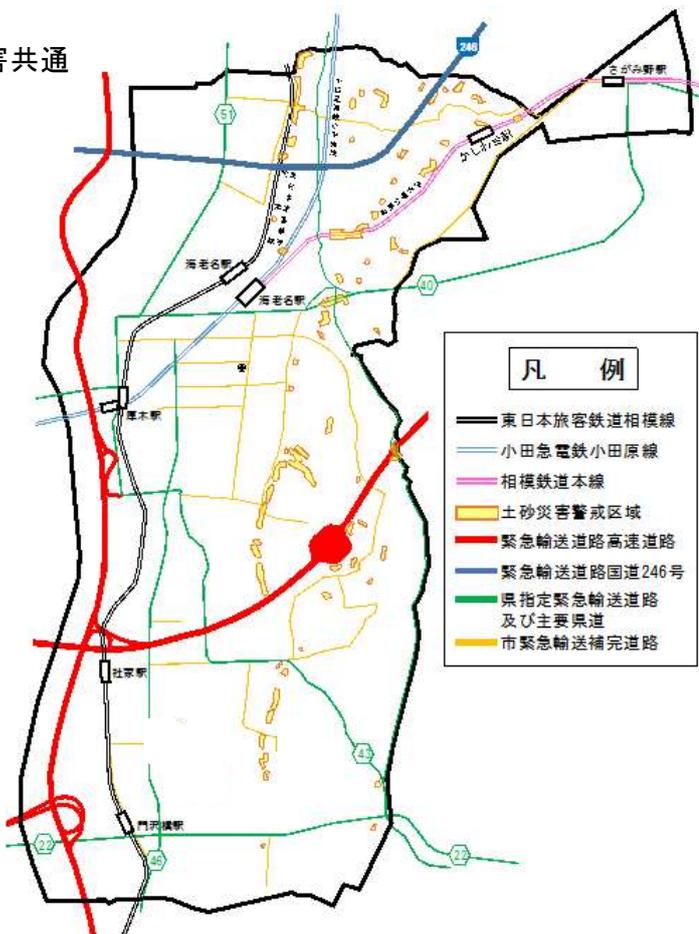
- ・ 大規模な渋滞の発生は、避難、救助活動等に大きく支障を来す。

[震災時の影響]

- ・ 都心南部直下地震が発生した場合は、首都圏に入れないう迂回車両等で、市域内は大規模な交通渋滞が発生するおそれがある。

[風水害時の影響]

- ・ 相模川をはじめとする河川の氾濫は、東西方向の移動を制限する。特に市域西側低地部の通行は一部を除き困難となる。



(2) 鉄道

北部から西部にかけて東日本旅客鉄道相模線及び小田急電鉄小田原線、東部から西部にかけては相模鉄道本線が走っている。

[分析]

- ・ 市域の北部及び西部地区に踏切が多く、交通量の多い道路は、渋滞のネックとなりやすい。

[災害時の影響] ※震災・風水害共通

- ・ 鉄道は、大地震による揺れ又は停電等により踏切が閉塞され、道路の通行の妨害となるおそれがあり、避難、救助活動等の妨げとなるおそれがある。

(3) 橋りょう等

相模川を渡る一般道の橋りょうは4本あり、目久尻川、永池川、鳩川の橋りょうは諸所に架かっている。また、国内移動の大動脈である東名高速道路、国道246号及び東海道新幹線をまたぐ橋りょうが5か所あり、小田急線、相鉄線、JR相模線をまたぐ橋りょうが8か所ある。

[分析]

- ・一般道を厚木方面（県西部）へ渡る橋りょうは4か所に限定され、目久尻川、永池川、鳩川の横断も橋りょうに限定される。

[災害時の影響] ※震災・風水害共通

- ・厚木方面（県西部）との交通の確保は制限を受けるおそれがある。また、主要幹線道等をまたぐ橋りょう等が破損した場合は、災害時の交通確保に重大な影響を及ぼす。さらに、鉄道をまたぐ橋りょう等が破損した場合、踏切の閉塞と併せて鉄道の横断が出来なくなり、市内が分断されるおそれがある。

(4) 市街地

ア 海老名駅を中心に商業施設が開業し、マンション、高層マンションが更に建設されつつある。

[分析]

- ・海老名駅周辺は、急速に住民及び買い物客が増加しつつあり、災害発生時の避難場所の確保、情報伝達等が難しくなりつつある。

[震災時の影響]

- ・建物の倒壊や火災の発生は、被害を増大させるとともに、二次災害を誘発しやすくなる。高層階で火災が発生した場合、消火及び救助に制約を受ける。

[風水害時の影響]

- ・海老名駅は、相模川氾濫時の浸水想定区域内にあり、迅速かつ正確な情報提供により、迅速かつ円滑に避難させる必要がある。また、鉄道・車両自体も合わせて避難させる必要がある。

イ 市域東側の丘陵地帯には、昭和30年代及び昭和40年代に開発された住宅街が存在する。また、旧市街地が残る地区（東柏ヶ谷・柏ヶ谷・国分・上郷・大谷・河原口・社家・門沢橋等）も存在する。

[分析]

- ・旧耐震基準（建築基準法の新耐震基準が導入される以前の基準（昭和56（1981）年5月31日以前に着手）をいう。以下同じ。）で建築された住宅が市域内に8,189戸（令和6（2024）年1月1日現在）存在している。
- ・団地として開発された地区を除き、道路幅が狭い地区が存在する。

[震災時の影響]

- ・耐震性の低い家屋の倒壊や火災の発生により、救助活動等に支障を来すおそれがある。

[風水害時の影響]

- ・老朽家屋は、暴風による被害を受けやすい。

5 気象

(1) 気温

横浜地方気象台の観測データでは、本市の平均気温の平年値（平成3（1991）年から令和2（2020）年までの30年間の平均値）は15.6℃であり、日最低気温の平年値は1月の-0.6℃、日最高気温の平年値は8月の31.6℃となっている。

[分析]

- ・平均気温の平年値が15.6℃と過ごしやすいものの、冬場の日最低気温が平年値で氷点下、夏場は日最高気温が平年値で31℃を超えており、災害時は冷暖房等の対応が必要である。

[震災時の影響]

- ・震災時は広域が一斉に停電となる場合が多く、また復旧に時間を要することも考慮すれば、冷暖房を賄える非常用発電機又は電気を使用しない冷暖房処置を講じる必要がある。

[風水害時の影響]

- ・被害を受けていない地区は冷暖房を使える場合もあることから、非被災地域の施設の状況を把握しておく必要がある。

(2) 風向・風速

平成3（1991）年から令和2（2020）年までの30年間の平年値で、風向については5月から8月までの4か月間は南寄りの風が多く、その他の月は北寄りの風が多い。また、平均風速は1.8m/s（12月）から2.6m/s（4月）までである。

[分析]

- ・南北方向の風が多いため、火災発生時の南北方向への延焼防止、例えば東西方向の道路幅を広くする等の着意が必要となる。

[震災時の影響]

- ・震災による火災発生時は、消防車等の現場到着が遅れ、強風時や、防火帯の構成、防火水槽等の対策が不十分な場合は、大火災になるおそれがある。

[風水害時の影響]

- ・避難時の暴風雨は、避難行動を困難にする。このため、避難情報の早期伝達、市民の早目の避難に対する意識醸成が必要となる。

(3) 降水

平年値の年間平均降水量は約1,760.9mmで、月別平均降水量の最大は9月の254.2mmとなっている。日最大降水量は259mm（昭和51（1976）年9月9日）、時間最大雨量は102mm（平成25（2013）年4月6日）である。

[分析]

- ・全国的にゲリラ豪雨や線状降水帯による豪雨が増加しており、全国どこで発生してもおかしくないといわれている。また、ゲリラ豪雨等は予測が難しく、正確かつ迅速な判断及び避難情報の早期の伝達が特に重要となる。

[震災時の影響]

- ・震災時の豪雨は被害を拡大するため、大雨等の予報入手時には常に震災との複合災害を考慮するとともに、自主防災訓練等にこれらの要素を加えて実施することが重要となる。

[風水害時の影響]

- ・風水害発生時における立ち退き避難は、危険を増長することが多く、予測可能な範囲で早目の避難情報を伝達することが重要となる。

6 その他

(1) 高齢化

令和7（2025）年2月1日現在で、65歳以上の高齢者は約34,700人（24.6%）であり、年々増加傾向にある。そのうち、単身世帯は約26,300人、認知症は約1,500人、寝たきりは約1,400人である。

[分析]

- ・近年の災害における犠牲者は、高齢者の割合が高いことから、高齢者施設及び住居の安全確保を徹底する必要がある。

[震災時の影響]

- ・一人暮らしの高齢者や寝たきり高齢者の増加は、災害時の安否確認や避難支援等人員の運用及び把握に多くの時間を要する。また、避難時の転倒防止等二次災害の防止にも注意が必要となり、できる限り負担の少ない安全確保策を追求する必要がある。

[風水害時の影響]

- ・高齢により、耳が聞こえにくくなったり、文字が読みにくくなったりなど、暴風雨の状況においては避難情報が伝わりにくくなり、避難の遅れにつながりやすい。

(2) 老朽化

ア 住宅

令和6（2024）年1月1日現在で、市内には63,714戸あり、そのうち昭和55（1980）年以前の旧耐震基準で建築された住宅が8,189戸（約12.9％）存在する。旧耐震基準の住宅のうち、専用住宅は6,151戸、共同住宅は2,038戸である。

[分析]

- ・平成28年熊本地震（2016年）において、益城町中心部では、旧耐震基準の建物の32.1％、新建築基準（建築基準法の新耐震基準が導入された基準（昭和56（1981）年6月1日以降に着手）をいう。）の建物の7.6％が倒壊しており、旧耐震基準の建物に対する対策の必要性が改めて明らかになった。

[震災時の影響]

- ・住居の耐震化及び屋内の安全化の適否が、直接死の防止に直結する。

[風水害時の影響]

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域内の住居は、河川氾濫時において倒壊のおそれが極めて高いことから先行的な避難が必要となる。

イ 公共施設

市内の約24万7千㎡の公共施設建物面積のうち、約7割が建築後30年以上を経過し老朽化が進行している。

[分析]

- ・令和6（2024）年2月に海老名市公共施設再編（適正化）計画を改定し、長期的な対応を開始した。

[震災時の影響]

- ・全ての建物は耐震性が確保されており、倒壊のおそれは少ないものと判断され、屋内の家具等の転倒防止が重要となる。

[風水害時の影響]

- ・市域西側平地部に建設された施設は、浸水想定区域に所在することから、重要な機材、文書等を上階又は高台に移動できるよう表示や運搬要領を決めておく必要がある。また、災害対策上重要な施設は、代替機能を確保しておく必要がある。

ウ インフラ

旧住宅地等には、電柱や古い水道管等も多く存在する。

[分析]

- ・下水道を除き、電気・ガス・上水道・通信等部外公共機関等に依存しているものが多く、平素から当該機関等との連携を保持し、設備更新等の際は、重要度や優先順位等に関し意見を提出できる準備及び関係を構築しておく必要がある。

[震災時の影響]

- ・一般的に事前の予兆なく一挙に被害が発生することから関係機関等と被害予測や事前の対策について共有しておくことが必要である。また、災害対策本部等の訓練を通じ、対応要領を共有しておくことが必要である。

[風水害時の影響]

- ・浸水、水没等による被害は、設備全てが交換となる場合も多くあることから、復旧までの時間を要することが多いので、代替手段の準備が必要である。

(3) 要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設、保育・幼稚園等防災上の配慮を要する者が利用する施設は、公共施設のほか、民間による施設が多数存在する。

[分析]

- ・浸水想定区域であり、地盤の軟らかい市域西側平地部に多数の施設が所在する。
- ・インフラ（電気・ガス・水道等）の維持管理の程度が、災害時の施設機能の維持及び運営に直接影響する。

[震災時の影響]

- ・施設の耐震化及び屋内の安全化の適否は、直接死の防止に直結するとともに、インフラの確保が発災後の運営に際し、特に重要となる。

[風水害時の影響]

- ・市域西側平地部に建設された施設は、浸水想定区域に所在することから、避難確保計画を定めて訓練を行うとともに、重要な機材、文書等を上階又は高台に移動できるよう表示や運搬要領を決めておく必要がある。また、災害対策上重要な施設は、代替機能を確保しておく必要がある。

(4) 自衛隊・米軍施設

海老名駅の東側約5kmの位置に海上自衛隊厚木航空基地（米海軍厚木航空施設）、北側約4.5kmの位置に陸上自衛隊座間駐屯地（米陸軍座間キャンプ）が所在する。

[分析]

- ・輸送及び補給の拠点となり得る。

[震災時の影響]

- ・海上自衛隊厚木航空基地には、広域医療搬送拠点（SCU）が設置される。
- ・空輸による全国からの支援物資を調達できる。

[風水害時の影響]

- ・海上自衛隊厚木航空基地は、避難目標として識別しやすい。

第3章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と脆弱性評価方法

1 想定するリスク（大規模自然災害）

本市は、海岸から約10km離れた内陸部に位置し、山地・山林もなく市域全般が平地及び丘陵で構成されている特性から、想定するリスク（大規模自然災害）は、市域に甚大な被害をもたらすものとなる大規模な地震災害又は風水害を当面主体に想定し、評価を実施する。なお、火山噴火、竜巻、大雪等その他の自然災害については、大規模な地震災害及び風水害を準用するとともに、必要な場合はその旨を付記する。

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国土強靱化の推進を図る上で、必要な対策を明らかにするため、大規模な地震災害及び風水害に対する脆弱性を評価することは、重要なプロセスである。

本市は、脆弱性を評価するため、国及び県が実施した評価手法等を参考とし、基本計画の35のリスクシナリオ及び県地域計画の41のリスクシナリオを踏まえ、市地域計画では、24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定する。

※「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の欄に掲げる番号は、基本計画に定める番号を使用することから、市地域計画には空番号が存在する。

基本目標	1 人命の保護が最大限図られること	
	2 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	
3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化		
4 迅速な復旧復興		
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	【地震】大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	【大規模火災】地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-4	【洪水・風水害】突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	【救助・救急】自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	【健康管理】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	【帰宅困難者】想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-7	【衛生管理】大規模な自然災害と感染症との同時発生

③	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	【警察機能】被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-3	【災害対策本部・行政】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
④	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	【供給連鎖】サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2	【有害物質】高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-5	【食料】食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
⑤	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	【情報等】テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	【電力】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	【ガス・石油】都市ガス供給・石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	【上下水道】上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	【交通インフラ】太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
⑥	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	【復興ビジョン】自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	【人材】災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	【用地】事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	【有形・無形文化】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

3 強靱化施策分野の設定

24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、必要な施策の分野として、次の5つの個別施策分野と1つの横断的施策分野を設定する。

個別施策分野	行政機能／警察・消防等 住宅・国土保全・交通 保健医療・福祉 産業・エネルギー・環境 教育・文化
横断的施策分野	リスクコミュニケーション

4 脆弱性評価の結果

本市では、神奈川県地震防災戦略（平成28（2016）年3月）及び海老名市地域防災計画を参考としながら、24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、国土強靱化に資する施策について整理し、脆弱性評価を実施した。

脆弱性評価の結果は、次の17ページから22ページまでのとおりである。

土強靱化に資する施策の整理、脆弱性の評価等

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	個別施策分野					横断的施策分野	脆弱性の評価	施策(推進方針)	重点・優先
		行政機能/警察・消防等	住宅・国土保全・交通	保健医療・福祉	産業・エネルギー・環境	教育・文化	リスクコミュニケーション			
① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 【地震】 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	【被害の防止】 ◆住宅の耐震化 ◆屋内の家具等の固定 ◆住宅リフォーム ◆非構造物の落下防止 ◆液状化対策 ◆危険物施設等の安全対策 ◆一時避難場所の確保 ◆堤防強化・河川改修の県への継続要望 ◆土砂災害警戒区域の点検 ◆市民からの急傾斜地崩壊危険区域の指定要望に伴う県への要望 【被害の局限】 ◆消防救助訓練 ◆自衛隊、緊消隊の受援体制 ◆重機の確保(協定締結) ◆災害対策本部訓練 ◆起震車による地震体験 ◆ハザードマップ等の周知 ◆市民参加の訓練 ◆消防団の充実強化 ◆外国人の安全確保対策	◆耐震診断の助成 ◆ブロック塀等の安全化 ◆計画的土地利用 ◆市街地再開発 ◆高架橋等の安全対策 ◆橋りょう等点検及び長寿命化施策 ◆鉄道駅等の強化 ◆駅関係機関情報交換会 ◆帰宅困難者対策訓練	◆病院等の耐震化 ◆要配慮者施設の耐震化等 ◆三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)トリアージ訓練 ◆病院等のBCP策定 ◆民間社会福祉施設の耐震化に対する財政的助言	◆有害物質の拡散防止 ◆企業等の避難訓練	◆学校施設の耐震化 ◆学校施設の防災機能強化及び長寿命化 ◆通学路の安全確保 ◆学校での防災教育 ◆体育館等の非構造物の落下防止 ◆学校防災計画の見直し ◆学校等での避難訓練 ◆県立高校の訓練支援 ◆文化財の防災対策	◆耐震化及び安全確保に関する普及啓発 ◆駅関係機関情報交換会 ◆各種防災訓練の実施 ◆要配慮者等への支援 ◆帰宅困難者対策訓練	◆身を守る行動の習性化 ◆地区防災計画の策定促進 ◆外来者への情報提供 ◆重機操作員の確保 ◆病院への搬送体制(搬送経路及び搬送手段の確保)	①建築物の耐震・安全化 ②地域の安全確保 ③学校・事業者等の防災対策 ④地域の防災力の向上 ⑤要配慮者等への支援 ⑥防災関係機関等との連携した実地的訓練の実施	●
	1-2 【大規模火災】 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	【被害の防止】 ◆住宅用火災警報器の設置奨励 ◆消防設備点検・消防査察による防火指導の実施 ◆建築物等完成検査 【被害の局限】 ◆消防水利の確保(耐震化) ◆緊急交通路の確保 ◆近隣市との消防相互応援の協定 ◆広域避難訓練への参加 ◆街路消火器の整備・設置 ◆広域避難場所の指定 ◆広域避難場所誘導標識の設置 ◆感震ブレイカー設置補助 ◆防災・防犯カメラ・ドローンによる情報収集 ◆広域避難場所の設定 ◆消防団の充実強化 ◆自主防災訓練の強化 ◆消防の相互応援体制 ◆消防救急デジタル無線の維持管理 ◆広域応援訓練への参加 ◆災害対応・緊急車両の整備 ◆密集市街地の指定(警防計画の作成) ◆遠距離送水訓練	◆開発指導等の指導(道路幅員の確保、公園の整備等) ◆建物の不燃化 ◆道路幅員の確保	◆避難行動要支援者名簿の作成配布	◆学校等での避難訓練	◆学校での防災教育 ◆近隣市町村との広域連携 ◆自主防災訓練等による初期消火の徹底 ◆自主防災訓練等による消火活動、意識醸成	◆同時多発時の対処要領の検討 ◆情報収集体制の整備 ◆住民等への情報伝達体制の整備 ◆避難行動要支援者個別計画の作成	①建物の出火防止 ②地域の安全確保 ③情報収集及び情報伝達体制の整備・強化 ④初期消火体制の充実強化 ⑤地域の防災力の向上 ⑥要配慮者等への支援 ⑦防災関係機関との連携した実地的訓練の実施	—	

※「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の欄に掲げる番号は、基本計画に定める番号を使用することから、市地域計画には空番号が存在する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野					横断的施策分野	脆弱性の評価	施策(推進方針)	重点・優先
		行政機能/警察・消防等	住宅・国土保全・交通	保健医療・福祉	産業・エネルギー・環境	教育・文化	リスクコミュニケーション			
	1-4 【洪水・風水害】 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	【被害の防止】 ◆気象予報士の確保 ◆堤防強化・河川改修の県への継続要望 ◆ハザードマップの周知 ◆タイムラインの作成・運用 ◆土砂災害警戒区域の点検 ◆市民からの急傾斜地崩壊危険区域の指定要望に伴う県への要望 ◆マイタイムラインの周知・作成 ◆消防団等によるパトロールの実施 【被害の局限】 ◆危険物施設の安全対策 ◆水防訓練の実施 ◆広報車両の整備	◆排水設備の清掃整備 ◆避難路の整備 ◆地籍調査の促進 ◆重要水防区域の河川改修の県への継続要望 ◆排水機材の整備 ◆河川堤防の早期点検	◆避難行動要支援者名簿の作成配布	◆有害物質の拡散防止	◆学校での防災教育	◆自主防災訓練に避難要領の確認	◆気象情報の早期入手 ◆情報伝達体制の整備 ◆意思疎通された放流要領 ◆広域避難体制の構築 ◆地区防災計画の策定促進 ◆要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・訓練実施 ◆避難用交通路の確保 ◆大規模災害想定訓練の実施 ◆重要水防区域の早期改修県への継続要望 ◆災害等での損傷箇所の県への早期復旧の要請	◆堤防機能の維持強化 ◆浸水による被害の局限 ①地域の安全確保 ②情報収集及び情報伝達体制の整備・強化 ③相互応援体制の整備・強化 ④地域の防災力の向上 ⑤要配慮者等への支援 ⑥防災関係機関との連携した実戦的訓練の実施	●

※「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の欄に掲げる番号は、基本計画に定める番号を使用することから、市地域計画には空番号が存在する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野					横断的施策分野		脆弱性の評価	施策(推進方針)	重点・優先
		行政機能/警察・消防等	住宅・国土保全・交通	保健医療・福祉	産業・エネルギー・環境	教育・文化	リスクコミュニケーション				
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 【救助・救急】 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	◆集結・宿営施設の確保 ◆重機の確保 (協定締結) ◆自主防災組織の育成 ◆消防団員の確保 ◆自衛隊・警察へのMCA無線機の配備	◆建物の耐震化 ◆自衛隊、緊急消防援助隊の受援体制 ◆高機能消防指令センターの整備及び消防救急無線のデジタル化 ◆広域応援訓練への参加	◆市・消防・警察・自衛隊の職員の子どもの一時預かりによる参加者の増加			◆自衛隊・警察・消防との災害対策本部訓練の実施	◆米軍との連携 ◆緊急交通路の確保 ◆DMAT、医療関係者の確保 ◆自主防災訓練の強化 ◆重機オペレーターの確保	◆救助・救急能力の確保	-	
	2-2 【医療】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺	◆三師会トリアージ訓練への消防署の参加 ◆水道営業所計画の病院に対する応急給水訓練の実施 ◆主要3病院にMCA無線機の配備	◆建物の耐震化	◆三師会(医師・歯科医師・薬剤師会)との定期的会合 ◆三師会トリアージ訓練への参加 ◆海老名総合病院とのBCPの打合せ	◆病院の非常用発電設備用燃料支援の米軍調整		◆三師会との定期的会合 ◆三師会トリアージ訓練への参加	◆緊急交通路の整備・確保 ◆市内主要3病院・厚木基地前の輸送ルートの確保 ◆三師会との図上訓練	◆医療救護体制の確保	-	
	2-3 【健康管理】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	◆避難所施設に非常用発電設備の設置 ◆避難所のトイレを洋式トイレに変更済み ◆備蓄倉庫の整備維持 ◆トイレ袋・災害用トイレの備蓄 ◆避難所運営訓練で健康管理施策を実施 ◆居住環境、プライバシー対策の確保 ◆生活用水の確保(井戸)		◆医療情報の提供	◆非常用発電設備用燃料の備蓄	◆学校教室、コミュニティセンターはエアコン設置済み(非停電の場合使用可)	◆避難所運営訓練で避難所生活の体験	◆避難所への医師・保健師等の巡回指導 ◆三師会との図上訓練	◆避難所におけるより良い生活環境の整備	●	
	2-4 【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	◆市民・企業の備蓄の条例化(災害対策基本条例) ◆食料・水・燃料の備蓄 ◆災害応援協定による応援体制の確保 ◆災害時協力車両登録制度の実施 ◆プッシュ型支援対応施設の整備	◆緊急輸送補完道路の設定 ◆一般家庭への太陽光発電設備(リチウムイオン蓄電池)の普及推進	◆三師会(医師・歯科医師・薬剤師会)との定期的会合	◆非発電用、暖房用燃料の備蓄 ◆事業所への再生可能エネルギー発電設備(リチウムイオン蓄電池を含む。)の普及推進	◆給食機関との定期的訓練	◆災害対策本部訓練の実施 ◆水道営業所との訓練	◆県・国との緊急輸送路の確保要領の調整 ◆避難所との通信の確保	◆物資等の補給体制の確保	-	
	2-5 【帰宅困難者】想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	◆一時滞在所の開設運営訓練の実施 ◆帰宅困難者用備蓄の実施 ◆全ての一般避難所の運営訓練の実施 ◆海老名駅各社へのMCA無線機の配備	◆帰宅困難者訓練の実施		◆企業社員のとどめ置き	◆県立高校の生徒のとどめ置き	◆駅周辺事業者参加の帰宅困難者対策訓練の実施	◆関係機関、事業者等との通信手段の確保	◆駅及び駅周辺事業者と連携した帰宅困難者対策	-	
	2-7 【衛生管理】大規模な自然災害と感染症との同時発生	◆トイレ袋、おむつ、衛生用品の備蓄継続 ◆避難所運営訓練での衛生施策の訓練 ◆生活用品の調達(協定締結)	◆下水道BCPの整備 ◆下水道の耐震化 ◆上水道の耐震化優先調整	◆予防接種(麻疹・風疹)		◆避難所運営訓練への教職員参加	◆全避難所の避難所運営訓練の実施(マニュアル修正)	◆消毒薬、殺虫剤の確保	◆衛生環境の悪化防止	●	

※「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の欄に掲げる番号は、基本計画に定める番号を使用することから、市地域計画には空番号が存在する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野					横断的施策分野	脆弱性の評価	施策(推進方針)	重点・優先
		行政機能/警察・消防等	住宅・国土保全・交通	保健医療・福祉	産業・エネルギー・環境	教育・文化	リスクコミュニケーション			
③ 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 【警察機能】 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	◆防犯・防災カメラの設置		◆市・消防・警察・自衛隊の職員の子ども一時預かりによる参集者の増加				◆自主防災組織、消防団によるパトロール ◆自前通信システム上での防犯カメラ等の運用	◆地域防災力等による治安の維持	-
	3-3 【災害対策本部・行政】 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	◆緊急参集訓練による参集能力の向上 ◆施設及び職員宅の耐震化等 ◆人事異動等を重視したBCP体制の確立 ◆屋外災害対策本部の準備 ◆職員用食料等の備蓄 ◆相互応援協定による応援体制		◆市・消防・警察・自衛隊の職員の子ども一時預かりによる参集者の増加	◆非常用発電設備用の燃料の備蓄		◆全避難所での運営訓練及び災害対策本部訓練の毎年実施 (相互運用性の向上)	◆県との複数の通信連絡手段の確保 ◆地区防災計画の策定(各地区の自己完結性) ◆自前の双方向通信手段の確保	◆悪条件下における災害対策本部運営体制の整備	●
④ 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 【供給連鎖】 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下		◆道路網の整備(圏央道補完、渋滞ネットワーク解消、県要望等) ◆道路の立体化		◆企業等の防災体制の確立		◆訓練実施による復旧復興の優先順位等の検討	◆企業の災害対処能力の向上	-	
	4-2 【有害物質】 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	◆有害物質取扱業者の把握調査 ◆避難場所の確保			◆危険物施設の安全対策			◆有害物質等の確実な管理及び指導	-	
	4-5 【食料】 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響		◆道路網の整備(圏央道補完、渋滞ネットワーク解消、県要望等) ◆道路の立体化				◆農地の早期復旧支援 ◆水路の確保・長寿命化 ◆海上自衛隊厚木航空基地・陸上自衛隊座間駐屯地までの輸送路の確保	◆食料等の確保及び供給体制の整備	-	

※「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の欄に掲げる番号は、基本計画に定める番号を使用することから、市地域計画には空番号が存在する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野					横断的施策分野	脆弱性の評価	施策 (推進方針)	重点・優先
		行政機能／警察・消防等	住宅・国土保全・交通	保健医療・福祉	産業・エネルギー・環境	教育・文化	リスクコミュニケーション			
⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 【情報等】 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	◆防災行政無線による市民への情報提供 ◆全避難所に非常用発電設備の設置 ◆防災ラジオの頒布 (防災行政無線同報) ◆ラジオの難聴対策 ◆防災アプリの周知・利用 (ダウンロード型) ◆消防団、広報車等による広報 ◆公衆無線 LAN の整備 ◆防災行政無線による放送・通信 ◆消防無線・MCA無線の利用			◆非常用発電設備用の燃料の備蓄			◆被害状況、被災者ニーズ ◆部外に依存しない自前の通信システムの整備 ◆関係機関等と災害対策本部訓練の実施 (認識の統一)	◆自己完結性を有する市内情報伝達手段の整備 ◆防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化 ◆自己完結性を有する双方向通信手段の整備	●
	5-2 【電力】 電力供給ネットワーク (発電所、送配電設備) の長期間・大規模にわたる機能の停止	◆東京電力とのホットライン構築 ◆燃料の循環備蓄 ◆電気自動車等の導入 ◆遠隔市町との災害協定の締結 (遠隔地避難を含む)	◆道路網の整備 (圏央道補完、渋滞ネットワーク解消、県要望等) ◆道路の立体化 ◆一般家庭への太陽光発電設備 (リチウムイオン蓄電池) の普及推進		◆企業等の防災体制の確立 (BCP・浸水防止計画等) ◆事業所への再生可能エネルギー発電設備 (リチウムイオン蓄電池を含む) の普及推進			◆インフラ企業への資機材置場の提供 ◆訓練実施による復旧復興の優先順位等の検討	◆燃料の継続的確保 ◆企業及び家庭の災害対処能力の向上	—
	5-3 【ガス・石油】 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	◆燃料の循環備蓄 ◆災害協定の締結 (石油業・ガス) ◆災害協定の締結 (遠隔地避難) ◆ドラム缶の備蓄	◆道路網の整備 (圏央道補完、渋滞ネットワーク解消、県要望等) ◆道路の立体化		◆企業等の防災体制の確立 (BCP・浸水防止計画等) ◆自家発電設備の整備及び燃料の備蓄			◆インフラ企業への資機材置場の提供 ◆訓練実施による復旧復興の優先順位等の検討	◆燃料の継続的確保 ◆企業及び家庭の災害対処能力の向上	—
	5-4 【上下水道】 上下水道施設の長期間にわたる機能停止	◆トイレの備蓄、推奨 ◆災害協定の締結 (飲料水) ◆地下水利用システムの運用 ◆防災井戸、災害時協力井戸の運用 ◆災害協定の締結 (遠隔地避難) ◆災害協定市との処理要請 ◆雨水排水施設の整備維持	◆下水道BCPの整備 ◆下水道の耐震化 ◆上水道の耐震化優先調整 ◆污水处理施設の耐震化・津波対策協力		◆農業用井戸の状況確認 ◆浄化槽の整備		◆各種訓練への応急給水の計画	◆病院等主要施設の優先耐震化 ◆寒川町、茅ヶ崎市との訓練実施による検証	◆上下水道の機能維持 ◆污水处理機能の確保	●
	5-5 【交通インフラ】 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	◆災害協定の締結 (遠隔地避難) ◆建築物の耐震化 ◆道路啓開、交通規制体制整備 ◆応急危険度判定活動の体制整備	◆警察との連携 ◆電線共同溝等の整備 ◆道路復旧に必要な資機材の整備 ◆道路の立体化 ◆道路網の整備 (圏央道補完、渋滞ネットワーク解消、県要望等) ◆橋りょう等点検及び長寿命化施策 ◆地下空洞の調査 ◆下水道管の強化 (液状化対策) ◆避難場所の整備	◆警察の職員の子ども一時預かり		◆通学路の安全確保		◆踏切開放に関する鉄道三社との連携訓練 ◆耐震診断の義務付け	◆交通機能の確保 ◆緊急輸送路等の確保 ◆総合的な道路事業の実施	—

※「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」の欄に掲げる番号は、基本計画に定める番号を使用することから、市地域計画には空番号が存在する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野				横断的施策分野	脆弱性の評価	施策(推進方針)	重点・優先
		行政機能/警察・消防等	住宅・国土保全・交通	保健医療・福祉	産業・エネルギー・環境	教育・文化			
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 【復興ビジョン】 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		◆市街地復興対策マニュアルの整備 ◆復興まちづくりイメージトレーニング				◆自主防災訓練等によるコミュニティの維持	◆都市計画マスタープランの作成 ◆生活再建シナリオの検討	—
	6-2 【人材】 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態	◆広域応援体制の整備	◆市街地復興対策マニュアルの整備				◆自主防災訓練等によるコミュニティの維持	◆復興に関する人材確保体制の整備	—
	6-3 【災害廃棄物】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	◆建築物の耐震化(発生抑制)			◆災害廃棄物の処理体制の整備(仮置き場・輸送体制)			◆産業廃棄物の処理体制の整備	—
	6-4 【用地】 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	◆罹(り)災証明書の早期発行 ◆火災防止の徹底	◆地籍調査の実施 ◆仮設住宅用地の確保				◆自治会、商店会等のイベント等の奨励	◆災害時に転用可能な用地の確保	—
	6-5 【有形・無形文化】 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		◆仮設住宅建設(コミュニティ配慮)			◆文化財の耐震化 ◆文化伝承処置(アーカイブ化)	◆自治会、商店会等のイベント等の奨励	◆地域コミュニティの充実強化	—
個別施策分野ごとの評価		◆業務継続体制の確保 ◆食料、水、燃料備蓄の維持 ◆情報通信システムの冗長性の確保 ◆災害対策本部訓練、避難所運営訓練等の継続 ◆広域連携・相互応援体制の確保 ◆関係機関等との連携維持	◆住宅・建築物の耐震化 ◆道路の安全化 ◆不燃化等火災発生防止 ◆上下水道の耐震化	◆医療施設の耐震化 ◆三師会との連携 ◆医療施設の業務継続体制の確保	◆燃料備蓄体制の維持 ◆燃料の継続的入手体制の確保 ◆有害物質の拡散防止 ◆災害廃棄物の処理体制の確立	◆学校施設の耐震性の維持 ◆通学路の安全確保 ◆学校での防災教育・訓練	◆自主防災訓練の充実強化 ◆地域コミュニティの充実強化	◆情報収集の伝達手段の充実強化 ◆広域避難要領の具体化	—

※「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の欄に掲げる番号は、基本計画に定める番号を使用することから、市地域計画には空番号が存在する。

第4章 強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、6つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、各「施策」のとおり列挙し、各「施策」との関連性を「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、「施策」の推進方針及び主な取組を取りまとめた。

この際、神奈川県地震防災戦略及び海老名市地域防災計画との相互関係性の観点から、これらを参考に施策の記述順を整理した。また、個別施策分野の進捗や実績を把握するため、必要に応じて重要業績指標を定めて目標値を設定した。

<各施策の推進方針の凡例>

施策名

推進方針	当該施策の推進方針を記載		
主な取組	当該施策の主な取組を例示 【 】内は、担当部等		
重要業績指標	指 標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	当該施策に関連する 重要業績指標	現状で把握可能な 数値及び該当年度	目標とする数値及び その達成目標年度
関連計画	主な取組に関連する各種個別計画		

(事前に備えるべき目標)

① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

1-1 【地震】大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

《施策》①建築物の耐震・安全化

推進方針	住宅や大規模建築物等の耐震化について、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建替え等の促進を図る。また、屋内の安全確保について対策を進める。		
主な取組	<p>〈住宅〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆旧耐震基準の木造住宅における、防災ベッド等の設置に対し補助を行う。 【まちづくり部】 ◆旧耐震基準の木造住宅の耐震診断・耐震改修に対し補助を行う。 【まちづくり部】 ◆旧耐震基準の分譲マンションの耐震診断に対し補助を行う。 【まちづくり部】 ◆耐震関係補助制度を市ホームページに掲載し、耐震化に対する普及・啓発を図る。 【まちづくり部】 ◆70歳以上の独居高齢者に対し家具転倒防止板の設置を行う。 【保健福祉部】 ◆空き家を抑制する利活用支援、住宅リフォーム補助を行う。 【まちづくり部】 ◆市街地内の老朽化木造建築物が密集している地区等において、市街地再開発事業等を推進し道路の拡幅、公園や広場、耐火性・耐震性のある建築物を一体的に整備することにより、防火性、安全性の高い市街地を形成する。 【まちづくり部】 <p>〈大規模建築物〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆不特定多数又は避難弱者が利用する大規模建築物について、市は、県が進める耐震化に向けた取組を支援するという観点から、建築物の所有者等に対して耐震診断や耐震改修に取組やすい環境整備を進める。また、避難等の安全確保対策について指導を行う。 【まちづくり部】 ◆県が耐震診断を義務付ける緊急輸送路沿道建築物の所有者に対して耐震化に対する意識の向上を図るため意識啓発活動を進め、避難等の安全確保対策について適切な指導を行う。 【まちづくり部】 <p>〈公共施設・学校〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害時に避難所等の予定施設となる市内の公共施設は耐震化率100%である。 【関係各部】 ◆学校施設（給食調理施設を含む。）の防災機能強化、長寿命化を推進する。 【教育部】 ◆公共施設・学校の安全点検を行う。 【関係各部】 <p>〈医療施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆海老名総合病院、湘陽かしわ台病院、さがみ野中央病院の耐震化について確認し、不足がある場合は、対応するとともに、補助等の必要な支援情報を提供する。 【保健福祉部】 <p>〈不特定多数利用施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆指定管理者を含む各施設の管理者に対して施設利用者の避難対策等の安全確保対策について適切な指導を行うとともに、定期的に訓練を行うなど日頃からの連携に努める。 【関係各部】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・住宅の耐震化率	約95%〔R05(2023)〕	おおむね解消〔R12(2030)〕
	・公共施設の耐震化率	100%〔R06(2024)〕	－〔 〕
	・小・中学校の耐震化率	100%〔R06(2024)〕	－〔 〕
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策1・2・3・4・16		

《施策》②地域の安全確保

<p>推進方針</p>	<p>大規模地震や風水害発生時、混乱状態の中で多くの市民等が安全に避難できるよう道路（避難路）や公園等の空地（避難場所）を確保する。</p> <p>急傾斜地や土砂災害警戒区域に対する安全を確保するため、平素から危険箇所の点検及び県への対策工事の要望を行う。</p>
<p>主な取組</p>	<p>〈計画的な土地利用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆民間事業者が行う開発事業に対して開発協議等により、開発技術基準に基づく防災上安全な道路幅員の確保や道路構造・形状に係る指導及び安全な道路の確保、公園の整備等を行う。【まちづくり部】 ◆公園の集約及び防災機能を充実する公園の整備について検討を行う。また、自然緑地保全区域及び保存樹木の所有者に適正な維持管理を促す。【まちづくり部】 ◆一時的な避難場所となる公園等の防災機能を発揮するため、公園施設の老朽化対策（老朽化した園路やトイレ等の公園施設の改修）を推進する。【まちづくり部】 ◆内水被害を防止する雨水排水施設の整備（新設・増設）を推進するとともに、既存施設の定期的な維持管理により、排水処理能力の向上と維持を図る。【まちづくり部】 ◆相模川の氾濫時等に必要となる東西方向へ円滑に避難できる道路の整備に努める。この際、踏切の解消及び高齢者等にも段丘崖部分を円滑かつ迅速に通行できるよう着意する。【まちづくり部】 ◆土地区画整理事業等で道路及び公園の都市基盤を整え、災害に強い市街地の形成を図る。【まちづくり部】 ◆市街地内の老朽化木造建築物が密集している地区等において、市街地再開発事業等を推進し道路の拡幅、公園や広場、耐火性・耐震性のある建築物を一体的に整備することにより、防火性、安全性の高い市街地を形成する。【まちづくり部】 ◆公園斜面等の点検を実施し、安全対策について検討を行う【まちづくり部】 <p>〈急傾斜地対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域から相談があった急傾斜地については、県事業を案内し、要望書提出に向けた適切な支援を行う。【市長室】 ◆土砂災害警戒区域の状況確認や点検を実施し、安全対策について検討を行う。【市長室・まちづくり部】 <p>〈ブロック塀等の安全化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆道路に面したブロック塀等の撤去に対し補助を行う。【まちづくり部】 <p>〈液状化等対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地震被害想定調査で想定した地域の液状化危険度について、防災マップ及び市防災ホームページに掲載し周知を図る。【市長室】 ◆大規模盛土造成地マップを市ホームページで公開し、周知を図る。【まちづくり部】 <p>〈道路・橋りょう等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆道路新設・道路拡幅により、分散退避や迅速な避難行動ができるよう交通安全施設等の整備に努める。【まちづくり部】 ◆道路斜面の点検、安全工事対策等を実施し、道路の安全確保を図る。【まちづくり部】 ◆道路橋について、国等が定める耐震基準等に基づき、耐震性能を維持し、安全確保に努める。また、定期的な点検により、予防保全の管理を推進する。【まちづくり部】 ◆安全な避難路を確保するため大型標識、隧道（大型ボックスカルバート）、道路照明灯等の道路施設について定期的な点検により、予防保全の管理を推進する。【まちづくり部】 ◆鉄道を横断する跨線橋、地下隧道による立体化を推進し、踏切閉鎖による交通分断の解消を図る。【まちづくり部】 ◆迅速な復旧活動が図れるよう地籍調査を推進する。【まちづくり部】

主な取組	<p><堤防の強化要望等></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆河川管理者(神奈川県)に対し、重要水防箇所の一級河川堤防の強化及び相模川の排水処理能力を向上させるための河床掘削、永池川の未整備区間の促進について要望を継続し浸水被害の防止を図る。【まちづくり部】 ◆街路樹の剪定及び樹木診断等の維持管理を行い、間伐や再配置等、予防保全の管理を推進する。【まちづくり部】 ◆治水のためのダムの放流要領について河川管理者及びダム管理事務所との意思疎通を行う。【市長室】 <p><鉄道駅等の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆鉄道3線が結節する海老名駅の利用者安全性向上として、駅舎内の連絡通路整備により、地上部以外の避難経路を確保する。【まちづくり部】
	<p>関連計画 神奈川県地震防災戦略 重点施策16・29</p>

《施策》③学校・事業者等の防災対策

推進方針	<p>災害時に特に配慮を要する学校や危険物施設等の管理者・事業者等に対し災害発生時においても、所要の安全を確保できるよう体制の整備を図る。</p>
主な取組	<p><危険物施設等の安全対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆危険物施設の事業者に対し保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施等必要な対策を講じるよう指導する。【消防本部】 <p><学校></p> <p>児童・生徒等が在校時に災害が発生した場合を想定し、学校の施設、設備の安全性を確保する。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し通学路の安全性等の情報やこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学校防災計画の見直しを行い、実効性ある避難実施計画を作成する。【教育部】 ◆児童・生徒等の通学路の安全点検を行う。【教育部】 ◆県立高校等と連携し、補完避難所としての運用ができるよう所要の訓練を行う。【市民協働部】 ◆非常用発電設備の浸水防止対策（洪水・内水）を図る。【市長室・教育部】 <p><コミセン></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆非常用発電設備の浸水防止対策（洪水・内水）を図る。【市長室・市民協働部】 <p><文化財所有者・管理者の防災対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進める。【教育部】
関連計画	<p>神奈川県地震防災戦略 重点施策8</p>

《施策》④地域の防災力の向上

推進方針	<p>児童・生徒等をはじめ、市民一人一人が自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、反射的に自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮し災害からの早期復旧できる気運を醸成する。</p>		
主な取組	<p>〈ハザードマップ等による啓発〉 ハザードマップ等により、住んでいる場所や通勤経路等、日頃利用している場所の災害によるリスクを周知・啓発し、市民の防災意識の向上を促す。 ◆被害想定 of 修正・変更があった場合は、すみやかに更新し市民に公開する。【市長室】 ◆土地取引、開発指導等の際、浸水想定区域・土砂災害警戒区域等について周知する。【市長室】 ◆防災講話やホームページにより、マイタイムラインを周知し、作成を促す。【市長室】</p> <p>〈起震車による地震の体験〉 ◆起震車による地震体験を通じ、身を守る行動や家具の固定の大切さを実感してもらう。【市長室】</p> <p>〈市民参加の訓練〉 自主防災訓練、避難所運営訓練等、地域住民が参加し、災害を疑似体験できる訓練を主体に実施する。 ◆避難所開設・運営訓練については、訓練実施基準日を設定し、全避難所予定施設において地域住民が主体で実施する訓練を行う。また、災害時協力車両の協力を得て、物資輸送訓練と連携させた訓練を実施する。【市民協働部・教育部】 ◆各自主防災組織で計画する自主防災訓練に対し所要の支援を行うとともに、訓練報奨金を支払う。【市長室】</p> <p>〈防災教育〉 学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成のため、防災教育の一層の充実を図る。 ◆県が計画する「地域防災力の強化に向けた研修」及び教職員の防災・減災の指導力向上のための研修に参加する。【教育部】 ◆小中学校の授業の一環として防災に関する授業を行う。【教育部】 ◆県立高校が実施する災害図上訓練や防災訓練の支援を行う。【市長室】</p> <p>〈地区防災計画の策定〉 ◆自治会等一定の地区の居住者等で当該地区に想定される被害や危険等を予測するとともに、安全な避難要領や災害対応要領等を定め、自発的な防災活動（共助）を促す。【市長室】</p> <p>〈消防団の充実強化〉 ◆地域における消防防災のリーダーとして、その地域に密着して住民の安心と安全を守る消防団の充実強化を図る。【消防本部】</p>		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・起震車体験者数	約4,000人〔R06（2024）〕	4,000人〔2029〕
	・地区防災計画の策定数	14件〔R06（2024）〕	20件〔2029〕
	・地区防災組織結成率	100%〔R06（2024）〕	100%〔2029〕
	・自主防災訓練実施率	71.0%〔R06（2024）〕	80.0%〔2029〕
	・防災指導員数	79人〔R06（2024）〕	60人〔2029〕
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策5・8・9・10		

《施策》⑤要配慮者等への支援

推進方針	災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。		
主な取組	<p>〈社会福祉施設の防災対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆民間社会福祉施設の耐震化に対する財政的支援の助言を行う。 【保健福祉部】 ◆避難確保計画の作成を支援するとともに、計画に基づく訓練実施を促す。 【市長室・保健福祉部】 ◆やむを得ず浸水想定区域に要配慮者施設を設置する場合は、安全なスペース等の整備を指導する。 【市長室・保健福祉部】 ◆要配慮者施設の耐震化整備のほか、ブロック塀の改修、非常用自家発電設備等の整備の推進を図る。 【保健福祉部】 <p>〈外国人の安全確保対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆外国人のための防災対策をさらに促進するため、国際交流協会等と協力し支援体制の構築に努める。 【市長室・市民協働部】 ◆防災に関するパンフレット等は優しい日本語及び多言語に翻訳して公開・配布を行う。 【市長室】 <p>〈要配慮者等への支援〉</p> <p>高齢者をはじめ、災害時において特に配慮を要する要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆避難行動要支援者名簿の修正及び個別避難計画の作成を行う。 【保健福祉部】 ◆浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練の実施に際し、必要な支援を行う。 【市長室・保健福祉部・教育部】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・ 避難確保計画の作成率	91.9% [R06 (2024)]	100% [2029]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策2・22		

《施策》⑥防災関係機関等との連携した実戦的訓練の実施

<p>推進方針</p>	<p>県、消防、警察、自衛隊、医療機関、指定地方公共機関等、関係機関と災害時に円滑に活動できるよう平常時から訓練等を通じて連携の強化を図る。</p>
<p>主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆県及び県政総合センターが計画する訓練に積極的に参加する。 【市長室・消防本部】 ◆緊急消防援助隊及び神奈川県内消防広域応援訓練に参加する。 【消防本部】 ◆ビッグレスキューかながわに参加する。 【市長室・消防本部】 ◆緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練に参加する。 【消防本部】 ◆県内消防広域応援・緊急消防援助隊県内合同訓練に参加する。 【消防本部】 ◆消防広域応援部隊合同訓練に参加する。 【消防本部】 ◆年2回を基準に災害対策本部訓練を実施して、関係機関との連携を強化する。 【市長室】 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として地震災害及び風水害対応のいずれかの訓練を実施する。 ・災害対策本部としての訓練又は危機対応の部ごとの訓練を実施する。 ◆市職員に対し月初めの朝礼時に来庁者の安全確保を含めた訓練を実施する。 【市長室】 ◆緊急参集訓練、震災発生時の初期活動等、初動対応について定期的に訓練を行う。 【市長室】 ◆河川の氾濫等に備えるため、2年に1回を基準に、消防本部、消防団と合同で水防訓練を行う。 【市長室】 ◆帰宅困難者対策訓練を実施して、鉄道事業者等関係者と災害時の対応・連携要領について認識を共有する。 【まちづくり部】 ◆福祉避難所訓練を実施して、障がい者等との災害対応要領を共有する。 【保健福祉部】 ◆三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）が計画する訓練に参加する。 【市長室・保健福祉部・消防本部】 ◆海老名水道営業所、災害ボランティアネットワーク等、関係機関が計画する訓練に参加するとともに、所要の支援を行う。 【市長室】
<p>関連計画</p>	<p>神奈川県地震防災戦略 重点施策13・17・22</p>

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

1-2 【大規模火災】地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

《施策》①建物の出火防止

推進方針	住宅、事業所等からの出火を防止するため、消防法に基づき所要の措置を行う。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民に対しては住宅用火災警報器の設置義務を広報するとともに、電池切れ等の注意喚起を行う。取付交換が困難な世帯には、その支援を行う。 【消防本部】 ◆事業者等に対しては消防設備点検、消防査察等を行い火災の発生を防止する。 【消防本部】 ◆耐震性防火水槽等、耐震化された水利の確保に努める。 【消防本部】 ◆緊急車両の現場到着を早めるため、海老名警察署と連携して緊急交通路の確保を行う。 【市長室・まちづくり部】 ◆火災初期での消火開始、初期段階での十分な消火部隊の投入、迅速な消火のため、近隣市との消防相互応援協定を維持する。 【消防本部】 ◆地域防災力強化のため、消防団の強化を図る。 【消防本部】 ◆震災時等、消防隊が迅速に火災現場に到着できない場合を補うため、操作しやすい街路消火器の配備を継続する。 【市長室】 ◆大規模火災から避難するため広域避難場所を必要に応じ指定するとともに、広域避難場所誘導標識の設置を行う。 【市長室】 ◆災害時の消防車両の急行、迅速な消火活動、安全な避難が行える道路幅員を確保する。 【まちづくり部】 ◆災害時の消防車両の急行、迅速な消火活動及び安全な避難が行えるよう狭あい道路の拡幅用地を買収し、道路幅員を確保する。 【まちづくり部】 ◆自主防災訓練等により消火要領を修得するとともに防火意識を醸成する。 【市長室・消防本部】 ◆消火体制の融通性を確保するため、近隣市町村との広域連携を行う。 【消防本部】 ◆図上訓練等により同時多発時の対処要領を検討する。 【市長室・消防本部】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・消防査察の実施件数	164件〔R05 (2023)〕	200件〔2025〕
	・地震対策用街路消火器数	752か所〔R06 (2024)〕	806か所〔2029〕
	・消防団装備の拡充	83%〔R06 (2024)〕	90%〔2029〕
	・狭あい道路拡幅整備面積	5,100㎡〔R05 (2023)〕	5,600㎡〔2029〕
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策24・25・26・27・28・29・30 海老名市狭あい道路拡幅整備促進計画		

《施策》②地域の安全確保

再掲 (1-1参照)

《施策》③情報収集及び情報伝達体制の整備・強化

<p>推進方針</p>	<p>火災の通報又は大規模災害で市民からの通報が受けられない状況においても、火災の警戒が実施でき、かつ、その規模・状態が視覚的に確認できるとともに、先行的に状況の変化を予測し、関係機関への通報及び火災現場周辺住民に対して警告できる体制を整備する。</p>
<p>主な取組</p>	<p>〈視覚的情報収集〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆防災・防犯カメラ等での監視体制を維持し、火災通報に対し直ちに火災の規模・状態が確認できる体制を維持する。 【市長室・消防本部】 ◆大規模震災等により、市民からの通報が得られない状況においても、昼夜間火災監視ができるよう防災・防犯カメラ及び無人航空機等で継続的な監視ができる体制を維持する。 【市長室・消防本部】 <p>〈気象情報の先行的入手〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆気象予報士の資格を有する職員を配置し、先行的な気象予報により最悪の事態を想定しつつ対処のための時間的余裕を確保するとともに、天候の急変に伴う事態の悪化を的確に予測することにより、市民の安全を先行的に確保する。 【市長室】 <p>〈タイムラインによる情報収集の焦点の明確化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆タイムライン及び災害対処業務予定表を作成し、情報収集をはじめとする活動の焦点及び推移を明らかにする。 【市長室】 <p>〈情報伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆電話、インターネット回線が使用できない状況においても、火災現場周辺住民に対し必要な情報提供及び避難情報等が付与できるよう防災行政無線又は双方向通信体制を確保する。 【市長室】 ◆火災、水害等による大規模災害が予想される地域に対し防災行政無線をはじめとする情報伝達手段を運用するとともに、広報車を派遣し直接危険を伝達する。 【市長室・消防本部・まちづくり部】 ◆消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化するため、消防救急デジタル無線の維持管理を図る。 【消防本部】
<p>関連計画</p>	<p>神奈川県地震防災戦略 重点施策23</p>

《施策》④初期消火体制の確保

推進方針	<p>どのような状況下においても、例えば大規模地震発生直後の水道（消火栓）が使用できない状況においても、また消防隊が直ちに現場に到着できない状況においても、火災が小規模のうちに消火できる体制を確保する。</p>		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内全域に配置している街路消火器を適切に管理して、住民が迅速に火災を消火できる体制を維持する。 【市長室】 ◆各地区の要点に耐震性防火水槽を整備し、消火栓が使用できない断水時においても防火用水を確保する。 【消防本部】 ◆消防団員の確保及び装備の充実を図り、各地区の火災等に迅速に対応できる体制を維持する。 【消防本部】 ◆座間市・綾瀬市との3市間及び近隣市町との消防相互応援体制を維持する。 【消防本部】 ◆あらゆる災害に対応する資機材・緊急車両を整備し、災害対応力の強化を図る。 【消防本部】 ◆木造の建築物が多い地域等の大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定及び当該地域の警防計画を作成する。 【消防本部】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の確保状況 ・災害対応特殊消防ポンプ自動車の更新 ・消防ポンプ自動車の更新 ・化学消防自動車の更新 ・指揮車、支援車の更新 ・15mはしご車の更新 ・消防ポンプ自動車の更新 	<p>177人 [R06 (2024)]</p> <p>R 4年度更新</p> <p>R 6年度更新</p>	<p>189人 [2029]</p> <p>R 7年度更新</p> <p>R 8年度更新</p> <p>R 9年度更新</p> <p>R10年度更新</p>
関連計画	<p>海老名市指定地域（住宅密集地）警防計画 神奈川県地震防災戦略 重点施策26・30</p>		

《施策》⑤初期消火体制の充実強化

推進方針	災害時においても消防隊が迅速に火災現場に到着できる体制を整備するとともに、火災発生原因の局限、不燃化対策等、地域防災力の向上を図る。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆耐震性防火水槽等、耐震化された水利の確保に努める。【消防本部】 ◆緊急車両の現場到着を早めるため、海老名警察署と連携して緊急交通路の確保を行う。【市長室・まちづくり部】 ◆火災初期での消火開始、初期段階での十分な消火部隊の投入、迅速な消火のため、近隣市との消防相互応援協定を維持する。【消防本部】 ◆地域防災力強化のため、消防団の強化を図る。【消防本部】 ◆震災時等、消防隊が迅速に火災現場に到着できない場合を補うため、操作しやすい街路消火器の配備を継続する。【市長室】 ◆大規模火災から避難するため広域避難場所を必要に応じ指定するとともに、広域避難場所誘導標識の設置を行う。【市長室】 ◆災害時の消防車両の急行、迅速な消火活動、安全な避難が行える道路幅員を確保する。【まちづくり部】 ◆災害時の消防車両の急行、迅速な消火活動及び安全な避難が行えるよう狭あい道路の拡幅用地を買収し、道路幅員を確保する。【まちづくり部】 ◆自主防災訓練等により消火要領を修得するとともに防火意識を醸成する。【市長室・消防本部】 ◆消火体制の融通性を確保するため、近隣市町村との広域連携を行う。【消防本部】 ◆図上訓練等により同時多発時の対処要領を検討する。【市長室・消防本部】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	<ul style="list-style-type: none"> ・地震対策用街路消火器数 ・消防団装備の拡充 ・狭あい道路拡幅整備面積 	<ul style="list-style-type: none"> 752か所〔R06（2024）〕 83%〔R06（2024）〕 5,100㎡〔R05（2023）〕 	<ul style="list-style-type: none"> 806か所〔2029〕 90%〔2029〕 5,600㎡〔2029〕
関連計画	海老名市狭あい道路拡幅整備促進計画 神奈川県地震防災戦略 重点施策24・25・26・27・28・29・30		

《施策》⑥地域の防災力の向上

再掲（1-1参照）

《施策》⑦要配慮者等への支援

再掲（1-1参照）

《施策》⑧防災関係機関との連携した実戦的訓練の実施

再掲（1-1参照）

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

1-4 【洪水・風水害】突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

《施策》①地域の安全確保

再掲 (1-1参照)

《施策》②情報収集及び情報伝達体制の整備・強化

再掲 (1-2参照)

《施策》③相互応援体制の整備・強化

推進方針	相模川の氾濫等により、避難者を収容しきれないような状況及び大規模地震の際の余震等、過酷な環境下に耐えられない市民等が市域外の安全な場所に一時的に避難できる体制を整備する。
主な取組	<p><近隣市町との連携></p> <p>◆相模川の氾濫等、市内避難所だけでは避難者を収容できない場合は、近隣市町等の支援を受ける。 【市長室】</p> <p><遠隔地への避難></p> <p>◆頻繁な余震等、過酷な環境下で生活することが困難な市民については、相互応援協定を締結している余震のない地域の市町へ一時避難できる体制を確保する。 【市長室】</p>
関連計画	

《施策》④地域の防災力の向上

再掲 (1-1参照)

《施策》⑤要配慮者等への支援

再掲 (1-1参照)

《施策》⑥防災関係機関との連携した実戦的訓練の実施

再掲 (1-1参照)

《施策》⑦堤防機能の維持強化

推進方針	相模川重要水防区域の堤防改修を継続要望するとともに、水位周知河川を含む堤防の継続的な点検により異常箇所を早期発見に努める。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆県に対し重要水防区域の早期改修を継続的に要望する。 【まちづくり部】 ◆河川の水位に応じて消防団等によるパトロールを実施する。 【消防本部】 ◆震災時等の河川堤防の早期点検を実施する。 【まちづくり部・消防本部】 ◆災害等での損傷箇所の早期復旧を県に要請する。 【まちづくり部】 ◆浸水対策上、重要な河川である永池川の未整備箇所及び目久尻川の集中豪雨に対応した河川改修を県に継続的に要望し、事業の推進を図る。 【まちづくり部】 		
関連計画			

《施策》⑧浸水による被害の局限

推進方針	浸水被害の原因により対処要領が異なるため、原因に応じた対策を整備する。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害による地域の形状変化に対応できるよう地籍調査の促進を図る。 【まちづくり部】 ◆重要水防区域について県に対し河川改修を継続要望する。 【まちづくり部】 ◆局地的な内水氾濫等に備え、救助・排水機材を整備する。 【市長室・消防本部】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・地籍調査進捗率	24.8%〔R06（2024）〕	27.1%〔R11（2029）〕
関連計画			

(事前に備えるべき目標)

- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-1 【救助・救急】自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

《施策》救助・救急能力の確保

推進方針	<p>消防庁舎等の安全性を継続して確保するとともに、市・消防、警察・自衛隊の職員の子どもを一時預かることにより、救助・救急技能を有する職員を最大限確保する。また、市民及び市内業者の協力を得て、重機及びオペレーターの確保に努める。</p>		
主な取組	<p>〈庁舎の安全性の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆消防庁舎は、耐震化済であり、非常用発電設備も屋上に設置されているが、庁舎自体が相模川氾濫の浸水想定区域内にあるため、長時間の浸水の場合は高台への避難が必要であり、このための活動拠点の整備を行う。 【消防本部】 <p>〈市民の防災意識の向上〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自治会ごとに結成される自主防災組織が行う訓練において防災講話や防災体験を行い、防災意識の向上を図る 【市長室】 ◆市民の防災意識の向上により、住宅等の耐震性を向上させ、被災者が一人でも少なくなることを重要となる。 【市長室】 <p>〈消防、警察等の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害時の保育所のニーズの減少に伴い、保育士等を捻出して一部の保育園等において市・消防・警察・自衛隊の職員の子どもの一時預かりを行い、救助・救急要員を確保する。 【保健福祉部】 ◆自衛隊、緊急消防援助隊、DMAT、米軍等の受援を行うため、集結及び宿営に関する施設の確保を行う。また、応援が円滑に行われるよう緊急交通路の確保に努める。 【関係各部】 <p>〈重機の運用体制の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害支援協定を締結している事業者を中心に、機材及びオペレーターの支援を受けるとともに、消防職員のオペレーター要員を育成し、重機が運用できる体制を確保する。 【市長室・消防本部】 <p>〈通信〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自衛隊・警察にMCA無線機を配備し、通信手段の多重化を図る。 【市長室】 ◆消防や救急活動における情報収集機能を充実強化するため、消防救急デジタル無線の維持管理を図る。 【消防本部】 <p>〈訓練〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自衛隊、警察、消防等の災害時に連携が必要となる機関と災害対策本部訓練を行い、広域応援等に関する応援・受援体制の整備を図る。 【市長室・消防本部】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・消防団員の充足率	77% [R06 (2024)]	82% [2029]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策3・7		

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-2 【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

《施策》医療救護体制の確保

推進方針	<p>住宅等の耐震化及び身を守る行動（シェイクアウト）の習性化により、負傷者の発生を局限するとともに、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）と連携しつつ、あらゆる手段を活用して医療救護体制の確保を図る。</p>
主な取組	<p>〈負傷の防止〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆建物の耐震化、家具等屋内収容物の転倒防止、身を守る行動の習性化、早めの避難等により、市民一人ひとりが負傷しないことが特に重要となる。 【市長室】 <p>〈発災直後の医療体制の早期確立〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆神奈川県災害医療救護計画によると、大規模災害発生当初において、各医療機関は分権運用され、時間の経過とともに集権化される。このため、平素から三師会と密接な連携を保持し、実践的な訓練を通じて検討を行い、災害発生直後においても早期治療を受けられる体制を追求する。 【保健福祉部】 <p>〈緊急交通路の早期確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公安委員会が指定する緊急交通路の確保に協力し、早期に患者の輸送体制を確立する。この際、市内主要4病院及び広域医療搬送拠点（SCU）が設定される厚木基地前を通過する県道40号の確保を重視する。 【まちづくり部】 ◆緊急交通路が交差する県道40号と市道海老名駅大谷線の交差点における県道側の拡幅改良により、交通流動の円滑化を図る。 【まちづくり部】 <p>〈三師会等との連携〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆三師会と会合及び定期的な訓練を実施し、困難な状況下における医療体制の確保要領について認識の統一を図る。 【保健福祉部】 ◆水道営業所、米海軍厚木航空基地等とも連携し、人工透析用の給水、非常用発電設備用燃料の調達等についてケーススタディ及び訓練を行う。 【市長室】 ◆海老名総合病院については、相模川洪水時の浸水想定区域内に所在するため、入院患者の移送、診療の継続、中断等について検討を行う。 【保健福祉部】 <p>〈軽微な症状の患者等への対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保健師、看護師、状況により個人医院等の医師を避難所に派遣し、応急手当、常備薬投与等の軽微な処置を行う。 【保健福祉部】 <p>〈通信〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆海老名総合病院、さがみ野中央病院、湘陽かしわ台病院及び腎健クリニックの4病院に対してMCA無線機を配備し、通信手段の多重化を図る。 【市長室】
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策13・14・15・16

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-3 【健康管理】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

《施策》避難所におけるより良い生活環境の整備

推進方針	<p>災害時においても衛生状態を含めて良好な生活環境を維持し、できる限りストレスを軽減した良好な共同生活を送れる環境を整備する。</p>
主な取組	<p>〈災害時の環境悪化防止策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆全避難所予定施設に非常用発電設備の設置を完了し、発電機用燃料も備蓄している。【市長室】 ◆災害時に避難所等の予定施設となる市内の公共施設のトイレを洋式トイレに改修し、高齢者にも利用しやすい体制となっている。また、下水道が使用できない場合に備え、トイレ袋の備蓄を維持する。【関係各部】 ◆商用電源及び都市ガスが使用できる状況下では、学校の全教室、体育館及びコミュニティセンターでエアコンが利用できる。【市民協働部・教育部】 ◆居住環境、プライバシー対策の確保のため、パーティションの備蓄を行う。【市長室】 ◆災害時の生活用水の確保として、防災協力井戸制度を運用する。【市長室】 ◆避難所生活で必要となる物資・資機材の備蓄を行うため、防災倉庫の整備及び維持を行う。【市長室】 <p>〈避難所での生活状況等の体験〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆毎年、全ての避難所予定施設において市民参加による避難所運営訓練を実施し、避難所における生活体験として避難者自らが体を動かして避難所運営に参加するとともに、エコノミークラス症候群防止体操等健康管理の要領について実行できる体制を維持する。【市民協働部・教育部】 <p>〈災害時の保健医療体制〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆在宅を含む避難者の健康状態を把握でき、不調の兆候を早期に発見できるよう医師、保健師等により巡回指導が行える体制を構築するとともに、必要な医療情報の提供を行う。【保健福祉部】 ◆三師会と会合及び定期的な訓練を実施し、困難な状況下における医療体制の確保要領について認識の統一を図る。【保健福祉部】
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策14

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-4 【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

《施策》物資等の補給体制の確保

推進方針	海老名市災害対策基本条例に基づき、市民及び事業者の責務として3日分以上の水、食料等の備蓄に努めてもらうとともに、市としては数日間の補給がない状態でも自己完結できる体制を確保しつつ、同時被災しないと予想される地域の市町等と災害時相互応援協定を締結し、継続的な物資等の補給体制を確保する。		
主な取組	<p>〈市が行う備蓄〉</p> <p>◆飲料水約2,000m³ (市民約14万人の5日分)、食料約25万食 (避難所収容者2日分)、燃料 (ガソリン約15kl、軽油約35kl、灯油約15kl)、その他、毛布、ミルク、おむつ、トイレ袋、衛生用品等 【市長室】</p> <p>〈物資の調達・集積〉</p> <p>◆県外の13市町 (令和6年12月現在) と災害時相互応援協定を締結し、物資等を調達する体制を確保する。 【市長室】</p> <p>◆国・県が行うプッシュ型支援に対応できるよう取得した物資の集積用地を使用し、受援態勢を整備する。なお、この際、通信が困難な状況においても、避難者のニーズ把握を迅速に行い、できる限りプル型支援を受けられるよう通信体制を整備する。 【市長室】</p> <p>◆物資の調達にあたっては、燃料及び医薬品の調達を優先する。 【市長室】</p> <p>◆飲料水については、海老名水道営業所の上今泉・杉久保配水池から補給を受けるほか、北部公園体育館にある地下水利用システムの利用及び災害支援協定締結企業から支援を受ける。 【市長室】</p> <p>〈輸送〉</p> <p>◆災害支援協定を締結している事業者及び災害時協力車両を運用して、物資集積所～避難所間の輸送を確保する。 【市長室】</p> <p>◆県が指定する緊急輸送路の確保要領について、訓練等を通じて事前に調整を行う。 【市長室】</p> <p>〈エネルギー〉</p> <p>◆一般家庭は太陽光発電設備 (リチウムイオン蓄電池)、事業所は再生可能エネルギー発電設備 (リチウムイオン蓄電池を含む。) の普及促進を図る。 【経済環境部】</p> <p>〈訓練〉</p> <p>◆災害時に医療救護活動が円滑に行われるよう平素から三師会と定期的に会議・訓練を行う。 【保健福祉部】</p> <p>◆給水車による飲料水の搬送を円滑に行うため、水道営業所と連携し給水訓練を行う。 【市長室】</p> <p>◆定期的に訓練を行い、災害対策本部を運営できる体制を整備する。 【全庁各部】</p> <p>◆災害時の炊き出し施設として利用できるよう、給食施設における訓練を行う。 【教育部】</p>		
重要業績指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	・市の備蓄物資 毛布 トイレ袋	37,900枚 [R06 (2024)] 237,000枚 [R06 (2024)]	46,000枚 [2029] 250,000枚 [2029]
関連計画			

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-5 【帰宅困難者】想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

《施策》 駅及び駅周辺事業者と連携した帰宅困難者対策

推進方針	<p>大規模災害発生時には、不要な外出の自粛及び市内企業に社員の留め置きを要請するとともに、帰宅困難者に対しては、駅及び駅周辺事業者と連携して避難及び帰宅のための情報を適切に提供し、不安感の解消に努める。また、帰宅困難者の収容のため、一時滞在所を開設し、その収容人数を超える場合は、一般避難所に収容する。</p>		
主な取組	<p>〈平素からの連携強化〉 ◆鉄道事業者等関係者と定期的な訓練等を通じて連携を保持し、相互理解を図る。 【まちづくり部】</p> <p>〈駅滞留者の抑制〉 ◆災害対策基本条例で定める市民の外出の抑制、高校生や事業者の社員とどめ置きを依頼する。 【市長室】</p> <p>〈帰宅困難者用備蓄〉 ◆都心南部直下地震の被害想定では、帰宅困難者は約9,000人であり、レトルトパン9,000食の備蓄を維持する。不足する場合は、一般用備蓄を運用する。飲料水については、中央図書館の災害救援ベンダーを利用する他、中部大型防災備蓄倉庫から運搬する。 【市長室】</p> <p>〈通信・連絡の確保〉 ◆帰宅困難者の対応においては、定期的な訓練を通じて鉄道各社との情報共有を容易にする。なお、通信手段は、MCA無線を基本とする。 【まちづくり部】</p> <p>〈訓練〉 ◆災害対策本部訓練、一時滞在所予定施設及び避難所予定施設での運営訓練を毎年実施し、災害対処能力及び相互運用性の向上を図る。 【全庁各部】</p>		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・帰宅困難者用 食料 9,000食 飲料 9,000本	100%〔R06 (2024)〕 100%〔R06 (2024)〕	100%を維持〔2029〕 100%を維持〔2029〕
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策17		

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-7 【衛生管理】大規模な自然災害と感染症との同時発生

《施策》衛生環境の悪化防止

推進方針	<p>災害時のトイレ状態の悪化防止を重視して、備蓄を行うとともに、災害発生時には清潔な水を可能な限り確保して衛生環境の悪化を防止する。</p>
主な取組	<p>〈平素の健康管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆体育、運動等健康な体作りをサポートするとともに、健康診断及び予防接種を受けやすい環境を整え、平素から良好な健康状態を維持できる体制を確保する。 【保健福祉部】 <p>〈平時からの準備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆下水道の耐震化を図るとともに、下水道BCPの不断の見直しを行い、下水道の破損にも速やかに復旧できる体制を整える。 【まちづくり部】 ◆下水道の使用不能時に備え、災害用トイレ、トイレ袋、おむつ、衛生用品、パーテーション等の備蓄を行う。また、感染症の発生に備え、消毒薬、殺虫剤、マスク、使い捨て手袋等の協定を利用して確保できる体制を整える。 【市長室】 <p>〈避難所での衛生管理の普及〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆毎年、全避難所予定施設において市民参加による避難所運営訓練を実施して、避難所における衛生管理の要領について普及する。 【市民協働部・教育部】 <p>〈災害時の水の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆上水道の使用不能時においても、海老名水道営業所配水池、地下水利用システム、災害時協力井戸、災害時支援協定締結企業からの給水等、できる限り飲料水、生活用水を確保して衛生環境の改善を図る。 【財務部・経済環境部】
関連計画	<p>神奈川県地震防災戦略 重点施策17</p>

(事前に備えるべき目標)

③ 必要不可欠な行政機能を確保する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

3-1 【警察機能】被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

《施策》 地域防災力等による治安の維持

推進方針	災害時も機能する監視システムの構築を目指すとともに、地域の組織力により継続的に治安の悪化を防止する。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆防犯カメラを設置して、犯罪の記録及び抑止を図る。 【市民協働部】 ◆防災カメラを設置して、継続的に市域を監視する。この際、災害時の長期停電にも対応できるよう自前の通信システム上での運用を目指す。 【市長室】 ◆市・警察等の職員の子どもの一時預かることにより、災害時の参集人員の増加を図ることを検討する。 【保健福祉部】 ◆自主防災組織、消防団等による町内のパトロールを行う体制を整備する。 【市長室・市民協働部・消防本部】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・防犯カメラの設置数	106台〔R06 (2024) 〕	110台〔2029〕
関連計画			

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

3-3 【災害対策本部・行政】 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

《施策》 悪条件下における災害対策本部運営体制の整備

推進方針	<p>訓練を通じて継続的に職員の災害対処能力の向上を図るとともに、悪条件下においても災害対策本部が機能できる体制を整備する。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆定期的に緊急参集訓練を実施して参集能力の向上を図る。 【市長室】 ◆公共施設の耐震化等の状況を把握する。 【市長室】 ◆機構改革・人事異動時を重視したBCP体制を確立する。 【全庁各部】 ◆定期的に訓練を行い、屋外でも災害対策本部を運営できる体制を準備する。 【全庁各部】 ◆職員用食料等の備蓄を行う。 【市長室】 ◆相互応援協定による応援体制の充実を図る。 【市長室】 ◆市・消防・警察・自衛隊の職員の子どもの一時預かりによる参集者の増加を図る。 【保健福祉部】 ◆非常用発電設備用燃料の備蓄を維持する。 【財務部】 ◆全避難所での運営訓練及び災害対策本部訓練を毎年実施し、災害対処能力及び相互運用性の向上を図る。 【全庁各部】 ◆県と複数の通信連絡手段を確保する。 【市長室】 ◆地区防災計画の策定や自主防災組織での備蓄を推奨し、各地区の自己完結性を向上させる。 【市長室・市民協働部】 ◆災害対策本部と避難所予定施設間の自前の双方向通信手段の確保に努める。 【市長室】
関連計画	

(事前に備えるべき目標)

④ 経済活動を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

4-1 【供給連鎖】 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

《施策》 企業の災害対処能力の向上

推進方針	企業の災害対処能力の向上のためBCP作成支援、防災訓練等の支援を行うとともに、円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備する。
主な取組	<ul style="list-style-type: none">◆圏央道渋滞時の補完、市内渋滞ネック（踏切等）解消のため、市内幹線計画道路網の整備を行う。 【まちづくり部】◆鉄道を横断する跨線橋及び地下隧道による立体化を推進し、踏切閉鎖による交通分断の解消を図る。 【まちづくり部】◆重要な広域幹線道路ネットワークである南北軸の都市計画道路下今泉門沢橋線の国道246号までの拡幅整備、河原口中新田線の相模川を渡河する相模大橋までの拡幅整備を促進する要望を神奈川県に継続して行う。また、東西軸の都市計画道路中新田鍛冶返線の延伸整備及び横浜伊勢原線の拡幅整備、相模川を渡河する橋りょうを含む社家岡田線の整備及び県道22号横浜伊勢原の4車線化を促進する要望を神奈川県に継続して行う。 【まちづくり部】◆BCPの作成等、企業等の防災体制の確立を促す。 【市長室・経済環境部】◆災害対策訓練等の実施により、復旧復興の優先順位等対策の検討を行う等、災害時の弱点の克服を促す。 【経済環境部】
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策11

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

4-2 【有害物質】 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

《施策》 有害物質等の確実な管理及び指導

推進方針	有害物質の把握及び危険物等の安全対策を確実に行う。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆有害物質取扱業者の把握調査を継続的に行う。 【経済環境部】 ◆危険物施設の保安確認等、安全対策を確実に行う。 【消防本部】 ◆有害物質等の状況に応じて避難場所を確保する。 【市長室】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・有害物質の情報把握実施 ※指定事業所に係る化学物質管理状況報告	100%〔R06 (2024) 〕	100%〔2029〕
関連計画			

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

4-5 【食料】食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

《施策》食料等の確保及び供給体制の整備

推進方針	<p>市による備蓄を継続するとともに、迅速なニーズ把握及び緊急輸送路の維持により、食料等の継続的調達を行う。また、農地の早期復旧により食料等の安定供給に寄与する。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆圏央道渋滞時の補完、市内渋滞ネック（踏切等）解消のため、市内幹線計画道路網の整備を行う。 【まちづくり部】 ◆鉄道を横断する跨線橋及び地下隧道による立体化を推進し、踏切閉鎖による交通分断の解消を図る。 【まちづくり部】 ◆重要な広域幹線道路ネットワークである南北軸の都市計画道路下今泉門沢橋線の国道246号までの拡幅整備、河原口中新田線の相模川を渡河する相模大橋までの拡幅整備を促進する要望を神奈川県に継続して行う。また、東西軸の都市計画道路中新田鍛冶返線の延伸整備及び横浜伊勢原線の拡幅整備、相模川を渡河する橋りょうを含む社家岡田線の整備及び県道22号横浜伊勢原の4車線化を促進する要望を神奈川県に継続して行う。 【まちづくり部】 ◆農業用水利施設の長寿命化及び防災減災対策を促進する 【経済環境部】 ◆農地の早期復旧支援を行う。 【経済環境部】 ◆災害により損傷を受けた箇所を早期改修等農業用水路の確保を行う。 【経済環境部】 ◆空路による補給基地となると予想される海上自衛隊厚木航空基地・陸上自衛隊座間駐屯地までの輸送路を早期に確保する。 【まちづくり部】
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策16

(事前に備えるべき目標)

- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

- 5-1 【情報等】テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

《施策》①地域防災力等による治安の維持

推進方針	防災行政無線を主体とする市民への情報伝達手段の充実に努めるとともに、災害対策本部と避難所等主要施設間の自前の双方向通信の確保に努める。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆防災行政無線放送等による市民への情報提供を行う体制を維持する。 【市長室】 ◆全避難所予定施設等に非常用発電設備を設置完了している。 【関係各部】 ◆非常用発電設備用燃料の備蓄を維持する。 【財務部】 ◆被害状況、被災者ニーズ把握等のための自前の双方向通信の確保に努める。 【市長室】
関連計画	

《施策》②防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化

推進方針	県関係機関との連絡体制を確保するとともに、防災行政無線放送、消防団、広報車等による情報伝達体制を維持する。また、部外通信組織に依存しない自己完結型の通信組織の整備に努めるとともに、それら通信の運用体制の充実を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆防災行政無線放送により市民に必要な情報を提供できる体制を維持する。 【市長室】 ◆防災ラジオの頒布（防災行政無線放送と同内容を放送）し、風水害時でも聞こえる環境を付与する。 【市長室】 ◆防災アプリの周知・利用（ダウンロード型）による防災情報を保持できる体制を維持する。 【市長室】 ◆消防無線・MCA無線・学区内通信システムを利用した通信環境を構築する。 【全庁各部】 ◆消防団、広報車等による広報を行う。 【消防本部】 ◆停電時にも機能する部外に依存しない自前の通信システムの整備に努める。 【市長室】 ◆災害時に避難所等の予定施設となる市内の公共施設に公衆無線LAN (Wi-Fi) を整備する。 【市長室】 ◆関係機関等と災害対策本部訓練を実施し、通信不能時においても活動できるよう認識を統一する。 【全庁各部】
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策23

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-2 【電力】電力供給ネットワーク (発電所、送配電設備) の長期間・大規模にわたる 機能の停止

《施策》①企業及び家庭の災害対処能力の向上

推進方針	<p>企業の災害対処能力の向上を支援するとともに、市内渋滞の緩和、家庭での燃料備蓄等により混乱を最小限にする。</p>		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆圏央道渋滞時の補完、市内渋滞ネック (踏切等) 解消のため、市内幹線計画道路網の整備を行う。 【まちづくり部】 ◆鉄道を横断する跨線橋及び地下隧道による立体化を推進し、踏切閉鎖による交通分断の解消を図る。 【まちづくり部】 ◆重要な広域幹線道路ネットワークである南北軸の都市計画道路下今泉門沢橋線の国道246号までの拡幅整備、河原口中新田線の相模川を渡河する相模大橋までの拡幅整備を促進する要望を神奈川県に継続して行う。また、東西軸の都市計画道路中新田鍛冶返線の延伸整備及び横浜伊勢原線の拡幅整備、相模川を渡河する橋りょうを含む社家岡田線の整備及び県道22号横浜伊勢原の4車線化を促進する要望を神奈川県に継続して行う。 【まちづくり部】 ◆BCPの作成等、企業等の防災体制の確立を促す。 【市長室・経済環境部】 ◆災害対策訓練等の実施により、復旧復興の優先順位等対策の検討を行う等、災害時の弱点の克服を促す。 【経済環境部】 ◆各家庭等に災害時のための燃料の備蓄 (私有車燃料満タン、灯油缶+1本) について促す。 【市長室】 ◆避難所予定施設や医療施設等に自家発電設備を整備するとともに、タンクの設置により燃料の備蓄を行う。 【関係各部】 ◆一般家庭は太陽光発電設備 (リチウムイオン蓄電池)、事業所は再生可能エネルギー発電設備 (リチウムイオン蓄電池を含む。) の普及促進を図る。 【経済環境部】 		
重要業績指標	指標	現状 [年度]	目標 [年度]
	・新エネルギー導入量発電容量	10,786kw [R05 (2023)]	13,000kw [2029]
関連計画	<p>海老名市環境基本計画、海老名市地球温暖化対策実行計画 神奈川県地震防災戦略 重点施策11・16</p>		

《施策》②燃料の継続的確保

推進方針	燃料の備蓄を継続するとともに、関東圏外から燃料を確保できる体制を整備する。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭用送電網の復旧を担当する東京電力とホットラインを維持する。 【市長室】 ◆市として燃料（ガソリン・軽油・灯油）のガソリンスタンドを利用した循環備蓄を行う。 【財務部】 ◆公用車に電気自動車等を積極的に導入する。 【財務部】 ◆同時に被災しない地域の市町との災害協定締結により、燃料の確保を図る。 【市長室】 ◆災害支援協定を締結（石油業・ガス業）し、早期に燃料を確保できる体制を維持する。 【市長室】 ◆ガソリンスタンドの整備や維持、緊急配送用ローリーの配備等の石油製品の安定供給体制を構築する。 【関係各部】 ◆要配慮者が一時的に遠隔地に避難できる災害時相互応援協定を維持する。 【市長室】 ◆企業等が防災体制を確立できるようBCPや浸水防止計画作成に際し支援を行う。 【市長室】 ◆インフラ関連企業が被害の早期復旧ができるよう資機材置場の使用方法について整理する。 【財務部・まちづくり部】 ◆燃料の輸送・交付を容易にするための方策を検討し、必要な準備を行う。 【財務部】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・燃料供給協定締結数	2件〔R06（2024）〕	2件〔2029〕
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策11		

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-3 【ガス・石油】都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

《施策》①企業及び家庭の災害対処能力の向上

<p>推進方針</p>	<p>企業の災害対処能力の向上を支援するとともに、市内渋滞の緩和、家庭での燃料備蓄等により混乱を最小限にする。</p>
<p>主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆圏央道渋滞時の補完、市内渋滞ネック（踏切等）解消のため、市内幹線計画道路網の整備を行う。 【まちづくり部】 ◆鉄道を横断する跨線橋及び地下隧道による立体化を推進し、踏切閉鎖による交通分断の解消を図る。 【まちづくり部】 ◆重要な広域幹線道路ネットワークである南北軸の都市計画道路下今泉門沢橋線の国道246号までの拡幅整備、河原口中新田線の相模川を渡河する相模大橋までの拡幅整備を促進する要望を神奈川県に継続して行う。また、東西軸の都市計画道路中新田鍛冶返線の延伸整備及び横浜伊勢原線の拡幅整備、相模川を渡河する橋りょうを含む社家岡田線の整備及び県道22号横浜伊勢原の4車線化を促進する要望を神奈川県に継続して行う。 【まちづくり部】 ◆BCPの作成等、企業等の防災体制の確立を促す。 【市長室・経済環境部】 ◆災害対策訓練の実施により、復旧復興の優先順位等対策の検討を行う等、災害時の弱点の克服を促す。 【経済環境部】 ◆各家庭等に災害時のための燃料の備蓄（私有車燃料満タン、灯油缶+1本）について促す。 【市長室】 ◆避難所予定施設や医療施設等に自家発電設備を整備するとともに、タンクの設置により燃料の備蓄を行う。 【関係各部】
<p>関連計画</p>	<p>海老名市環境基本計画、海老名市地球温暖化対策実行計画 神奈川県地震防災戦略 重点施策11・16</p>

《施策》②燃料の継続的確保

推進方針	燃料の備蓄を継続するとともに、関東圏外から燃料を確保できる体制を整備する。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆市として燃料（ガソリン・軽油・灯油）のガソリンスタンドを利用した循環備蓄を行う。 【財務部】 ◆同時に被災しない地域の市町との災害協定締結により、燃料の確保を図る。 【市長室】 ◆災害支援協定を締結（石油業・ガス業）し、早期に燃料を確保できる体制を維持する。 【市長室】 ◆ガソリンスタンドの整備や維持、緊急配送用ローリーの配備等の石油製品の安定供給体制を構築する。 【関係各部】 ◆要配慮者が一時的に遠隔地に避難できる災害時相互応援協定を維持する。 【市長室】 ◆企業等が防災体制を確立できるようBCPや浸水防止計画作成に際し支援を行う。 【市長室】 ◆インフラ関連企業が被害の早期復旧ができるよう資機材置場の使用方法について整理する。 【財務部・まちづくり部】 ◆燃料の輸送・交付を容易にするための方策を検討し、必要な準備を行う。 【財務部】 ◆各家庭等に災害時のための燃料の備蓄（私有車燃料満タン、灯油缶＋1本）について促す。 【市長室】 ◆避難所予定施設や医療施設等に自家発電設備を整備するとともに、タンクの設置により燃料の備蓄を行う。 【関係各部】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・燃料供給協定締結数	2件 [R06 (2024)]	2件 [2029]
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策11 海老名市環境基本計画、海老名市地球温暖化対策実行計画 神奈川県地震防災戦略 重点施策11・16		

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-4 【上下水道】上下水道施設の長期間にわたる機能停止

《施策》①上下水道の機能維持

推進方針	被災時の点検・復旧は下水道を優先させるとともに、飲料水・生活水の入手先の多様化を図る。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆下水道の損傷は上水道の使用にも影響することから、下水道の点検完了までトイレの使用を控えてもらうためトイレ袋の備蓄、推奨を行う。 【市長室】 ◆飲料水の調達先確保のため、災害時支援協定を継続する。 【市長室】 ◆地下水利用システムを運用できる体制を維持する。 【市長室】 ◆防災井戸の運用、災害時協力井戸制度を維持し、災害時の水の調達先を確保する。 【市長室】 ◆水不足が致命的な影響を受ける市民等が遠隔地避難できるよう災害時相互応援協定を締結している市町と受入調整を行う。 【市長室】 ◆下水道の早期復旧ができるようBCPの継続的な見直しを行う。 【まちづくり部】 ◆上下水道の耐震化計画による整備を進める。 【市長室・まちづくり部】 ◆農業用井戸の状況について継続的に把握する。 【市長室・経済環境部】 ◆各種訓練に应急演练を計画する。 【市長室】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道業務継続計画（BCP）の策定状況 ・上下水道耐震化計画 	策定H28・改定〔R06（2024）〕 令和7年1月策定	—〔 〕
関連計画	下水道業務継続計画（下水道BCP） 神奈川県地震防災戦略 重点施策27		

《施策》②汚水処理機能の確保

推進方針	し尿処理施設の機能維持及び確保に努めるとともに、汚水処理は他市に所在するため協力及び連携を強化する。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆高座清掃施設組合での処理能力を超えるし尿の処理等は災害時相互応援協定の締結市町に処理協力を打診する 【市長室・経済環境部】 ◆相模川流域下水道の汚水処理施設の耐震化、津波対策等の対策に関して流域構成員としての要請及び負担を行う。 【まちづくり部】 ◆内水被害を防止する雨水排水施設の整備（新設・増設）を推進するとともに、既存施設の定期的な維持管理により、排水処理能力の向上と維持を図る。 【まちづくり部】 ◆相模川流域下水道における本市の下流に位置する寒川町及び茅ヶ崎市との汚水処理施設等の訓練実施による検証を行う。 【まちづくり部】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・下水道業務継続計画（BCP）の策定状況	策定H28・改定〔R06（2024）〕	－〔 〕
関連計画	下水道業務継続計画（下水道BCP）		

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-5 【交通インフラ】太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

《施策》①緊急輸送路等の確保

推進方針	本市は県央地区における高速道路網の要衝であり、渋滞による物流の停滞等の影響を受けにくい市内道路網の整備を行う。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆圏央道渋滞時の補完、市内渋滞ネック（踏切等）解消のため、市内幹線計画道路網の整備を行う。【まちづくり部】 ◆鉄道を横断する跨線橋及び地下隧道による立体化を推進し、踏切閉鎖による交通分断の解消を図る。【まちづくり部】 ◆災害時にも機能を発揮できる（危険箇所の少ない）道路の改修、新設を行う。【まちづくり部】 ◆重要な広域幹線道路ネットワークである南北軸の都市計画道路下今泉門沢橋線の国道246号までの拡幅整備、河原口中新田線の相模川を渡河する相模大橋までの拡幅整備を促進する要望を神奈川県に継続して行う。また、東西軸の都市計画道路中新田鍛冶返線の延伸整備及び横浜伊勢原線の拡幅整備、相模川を渡河する橋りょうを含む社家岡田線の整備及び県道22号横浜伊勢原の4車線化を促進する要望を神奈川県に継続して行う。【まちづくり部】 ◆緊急輸送路及び浸水時の避難路となる県道22号、県道40号及び県道407号の整備を県に継続的に要望し、事業の推進を図る。【まちづくり部】 ◆東名高速道路、国道246号及び東海道新幹線をまたぐ5橋りょう及び小田急電鉄小田原線、相模鉄道本線、東日本旅客鉄道相模線の鉄道をまたぐ8橋りょうの定期的な点検と維持管理を各施設管理者と協力して行い、国内大動脈の機能保全を図る。【まちづくり部】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強実施橋りょう数 ・インフラ施設の長寿命化の取組状況 	26橋〔R06（2024）〕 4計画〔R06（2024）〕	ー〔 〕 4計画〔2029〕
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策16		

《施策》②交通機能の確保

推進方針	<p>災害発生時に障害となる事象を務めて排除し、道路、特に緊急交通路・緊急輸送路の確保を図る。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時にも危険の少ない道路の整備、避難経路の道路拡幅・歩道整備・交通安全施設整備などにより、道路ネットワークの安全性向上を図る。 【まちづくり部】 ◆必要に応じ、災害時相互応援協定を締結している市町と遠隔地避難の調整を行う。 【市長室】 ◆平素から警察、特に海老名警察署との連携を維持する。 【市民協働部】 ◆警察官の参集者を増やすため、警察の職員の子ども一時預かり施策を検討する。 【保健福祉部】 ◆踏切開放に関する鉄道三社との連携訓練を実施する。また、鉄道を横断する道路の跨線橋及び地下隧道による立体化を推進し、踏切閉鎖による交通分断の解消を図る。 【まちづくり部】 ◆災害時の道路の破損による交通の危険を防止するために必要な資機材を整備する。 【まちづくり部】 ◆災害時における建設業協会との協力体制の充実強化を図るとともに、県警（海老名警察）との連携強化に努める。 【まちづくり部】 ◆地震災害時の電柱倒壊による電線類の寸断及び緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線管理者と協調して、緊急輸送路等について電線共同溝等の整備を進める。 【まちづくり部】
関連計画	<p>神奈川県地震防災戦略 重点施策16</p>

《施策》③総合的な道路事業の実施

推進方針	<p>各路線の地域特性及び平常時、災害時の役割に応じた開発、建築及びインフラ整備等と連携した総合的整備を行う。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路閉塞を防止するため、建築物の耐震化に向けた取組を進める。 【まちづくり部】 ◆余震等による二次災害を防止するため、発災後速やかに応急危険度判定活動ができる体制を整備する。 【まちづくり部】 ◆漏水等による路面下空洞や特殊地下壕等による地下空洞の調査を行い、道路陥没の防止に努めるとともに、上部の建物等の安全を確保する。また、地下空洞が存在する場合は、所要の調査の後、速やかに埋め戻しを行う。 【市長室・まちづくり部】 ◆上下水道耐震化計画や総合地震対策計画に基づき、下水道管の耐震化を進める。 【まちづくり部】 ◆危険なブロック塀の撤去を促進し、通学路の安全を確保する。 【まちづくり部・教育部】 ◆道路啓開について、建設業協会との協力体制の充実強化を図るとともに、県警（海老名警察署）との連携強化に努める。 【まちづくり部】 ◆道路の空洞について、路面下空洞調査により把握し、道路陥没の防止に努める。 【まちづくり部】
関連計画	<p>神奈川県地震防災戦略 重点施策1・4・16</p>

(事前に備えるべき目標)

⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-1 『復興ビジョン』自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

《施策》復興に関するマニュアル等の整備

推進方針	復興まちづくりのための事前準備を促進する。
主な取組	◆大規模災害、類似の災害を経験した地区の教訓を学び、広域応援の受入れ体制の整備を推進する。【全庁各部】 ◆市街地復興対策マニュアルの整備による災害時の対処の迅速化を図る。【まちづくり部】 ◆自主防災訓練等によりコミュニティを維持し、応急仮設住宅、復興住宅等への入居による環境変化に対応できる環境の醸成を図る。【市長室】
関連計画	

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-2 『人材』災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

《施策》復興に関する人材確保体制の整備

推進方針	研修・訓練による関係職員の技能向上を図るほか、災害復興体験者等の応援体制の整備を行う。
主な取組	◆大規模災害、類似の災害を経験した地区の教訓を学び、広域応援の受入れ体制の整備を推進する。【全庁各部】 ◆自主防災訓練等によりコミュニティを維持し、応急仮設住宅、復興住宅等への入居による環境変化に対応できる環境の醸成を図る。【市長室】 ◆災害ボランティア等との連携強化【市長室】
関連計画	

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-3 【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

《施策》 災害廃棄物の処理体制の整備

推進方針	大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備する。		
主な取組	◆災害廃棄物の発生抑制のため、建築物の耐震化を推進する。 ◆災害廃棄物の処理体制（仮置き場・輸送体制）を整備する。		【まちづくり部】 【経済環境部】
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・災害廃棄物処理計画の策定状況 ・仮置場の候補地数	策定〔R06（2024）〕 〇か所〔R06（2024）〕	ー〔 〕 3か所〔2029〕
関連計画	海老名市地域防災計画 海老名市災害廃棄物処理計画		

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-4 【用地】 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる
事態

《施策》 災害時に転用可能な用地の確保

推進方針	土地利用に関する各種計画を基本として災害復興に必要な用地の選定を進める。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆復旧復興を促進させるため、罹災証明を早期発行できる体制を整備する。 【財務部】 ◆地域を焦土化させないため、火災防止を徹底する。 【市長室】 ◆地籍調査を推進して、復興の迅速化、都市基盤施設及び住宅地等の用地確保を容易にする。 【まちづくり部】 ◆仮設住宅の建設を容易にするため、平素から用地の選定を進める。 【まちづくり部】 ◆災害時の共助を有効に発揮するため、平素からの自治会、商店会等のイベント等を奨励する。 【市民協働部・経済環境部】 		
関連計画	神奈川県地震防災戦略 重点施策28		

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-5 【有形・無形文化】 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有
形・無形の文化の衰退・損失

《施策》 地域コミュニティの充実強化

推進方針	平素からの地域内における精神的な結びつきを強化するとともに、災害時には地域を基本に各種対策を講じる。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模災害時の仮設住宅建設においては、コミュニティに配慮し、地域の復興力を維持する。 【まちづくり部】 ◆災害時における市民の精神的安定を維持するため、文化財の耐震化を行う。 【教育部】 ◆災害時における市民の精神的安定を維持し、また、消失を防止するため、文化財伝承処置（アーカイブ化）を行う。 【教育部】 ◆災害時の共助を有効に発揮するため、平素からの自治会、商店会等のイベント等を奨励する。 【市民協働部・経済環境部】 		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・自治会加入率	60.2% [R06 (2024)]	70% [2029]
関連計画			

第5章 市地域計画の推進と見直し

1 市地域計画の推進体制

本市の強靱化に向けた取組に当たっては、全庁横断的な体制のもとで、全庁一丸となって推進していく必要がある。また、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力を進めることが非常に重要となっており、平時から様々な取組を通じた関係構築を進めるとともに、オール海老名で効果的な施策の実施に努める。

2 進捗管理

市地域計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握していくものとする。進捗状況の把握に当たっては、総合計画や実施計画等関連計画で行う事業評価（進捗管理）とも連携して実施する。また、関連事業の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進する。

本市だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図る。

3 市地域計画の見直し

市地域計画については、今後の社会情勢の変化、国や県等の強靱化に関する施策の取組状況や本市の施策の進捗状況等を考慮しつつ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとする。なお、市地域計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、国土強靱化に関係する他の計画については、それぞれ計画の見直し、修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、市地域計画と整合を図るものとする。